

美浦村高齢者福祉計画 及び第8期介護保険事業計画

【令和3年4月～令和6年3月】

地域で支え合う
健康で安心して暮らせる村づくり



美浦村マスコットキャラクター
「みほーす」

令和3年3月

美浦村

高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定にあたって

わが国では、超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者やその家族等を社会全体で支援することを目的とし、平成12年に介護保険制度が創設され、20年が経過しました。

こうした中で、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上になる2025（令和7）年を見据え、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に支援する施策の取組（「地域包括ケアシステム」）を深化・推進してきたところです。

さらにその先を展望しますと、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる2040（令和22）年に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢者人口はピークに達し、人生100年時代を迎え、介護ニーズが高い85歳以上人口の急速な増加が見込まれており、社会保障制度を取り巻く状況は、ますます厳しいものとなってきます。

こうした状況を踏まえ、本村では、令和3年度から令和5年度までの3か年における高齢者福祉及び介護保険事業に係る施策の方向性を示すものとして、本計画を策定しました。本計画の基本理念を「地域で支え合う健康で安心して暮らせる村づくり」と掲げ、介護予防、自立支援・重度化防止のための施策、地域づくりのための施策、将来にわたり持続可能な介護保険サービス等の提供体制を整備するための施策等の一体的な取組を進めます。

今後は、本計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、この「地域包括ケア」の取組をさらに推進し、深化させていくとともに、高齢者福祉事業及び介護保険事業を積極的かつ効果的に推進してまいりたいと考えておりますので、村民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、介護サービス事業所等の管理者、従事者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、利用者等の生命や生活を守るため、感染症予防対策を講じてのサービス提供を継続いただいておりますことに、感謝申し上げます。

結びに、本計画の策定に際しまして、ご協力をいただきました美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会の皆様をはじめ、アンケート調査を通じてご協力いただきました村民の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

美浦村長 中 島 栄

目次

〈総論〉

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景.....	2
第2節 高齢者・介護保険施策の動向.....	3

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと法的根拠.....	7
第2節 計画の策定方法.....	8
第3節 推進体制の確保.....	9

第3章 高齢者を取り巻く現況と課題

第1節 高齢者に係る実績と推計.....	10
第2節 要介護認定・給付の実績と推計.....	12
第3節 ニーズ調査結果の概要.....	14
第4節 高齢者福祉の方向性.....	15

第4章 基本理念及び施策の展開

第1節 基本理念と日常生活圏域.....	16
第2節 基本目標及び施策の体系.....	20

〈各論1〉

基本目標1 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

施策1 福祉サービスの充実.....	26
施策2 住環境の整備.....	33
施策3 生活環境の整備.....	34
施策4 安全対策の推進.....	35
施策5 見守り体制の確立.....	37

基本目標2 生涯現役に向けた環境づくり

施策1 生涯学習の充実.....	40
施策2 生涯スポーツの充実.....	45
施策3 多様な働き方の支援.....	47
施策4 世代間交流の推進.....	48
施策5 社会参加の促進.....	49

基本目標3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

施策1 介護予防・日常生活支援総合事業.....	51
施策2 包括的支援事業.....	57
施策3 任意事業.....	67

基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

施策1 介護等給付サービスの充実.....	72
施策2 介護保険制度のよりよい運営.....	72

〈各論2〉

第1章 介護保険事業の実績と見込み

第1節 居宅（介護予防）サービス.....	74
第2節 地域密着型（介護予防）サービス.....	79
第3節 施設サービス.....	82

第2章 第8期介護保険事業の見通し

第1節 サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー.....	83
第2節 介護保険サービス等の見込み量.....	84
第3節 第1号被保険者の介護保険料.....	90

第3章 介護保険制度の円滑な運営

第1節 基盤整備の方針.....	93
第2節 介護給付適正化の方針.....	94
第3節 円滑な事業運営の推進支援.....	95
第4節 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化.....	98

〈資料〉

第1章 策定に係る資料

第1節 委員会に係る資料.....	102
-------------------	-----

〈総論〉

第1章	計画の策定にあたって……………	2
第2章	計画策定の基本事項……………	7
第3章	高齢者を取り巻く現況と課題……………	10
第4章	基本理念及び施策の展開……………	16

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

平成12年に開始された介護保険制度も20年が経過する中で、本村では計画期間を1期3年とする「高齢者福祉計画」と、3年毎に策定している「介護保険事業計画」があり、両計画を一体的なものとして、計画的な高齢者・介護保険施策の推進を行ってきました。

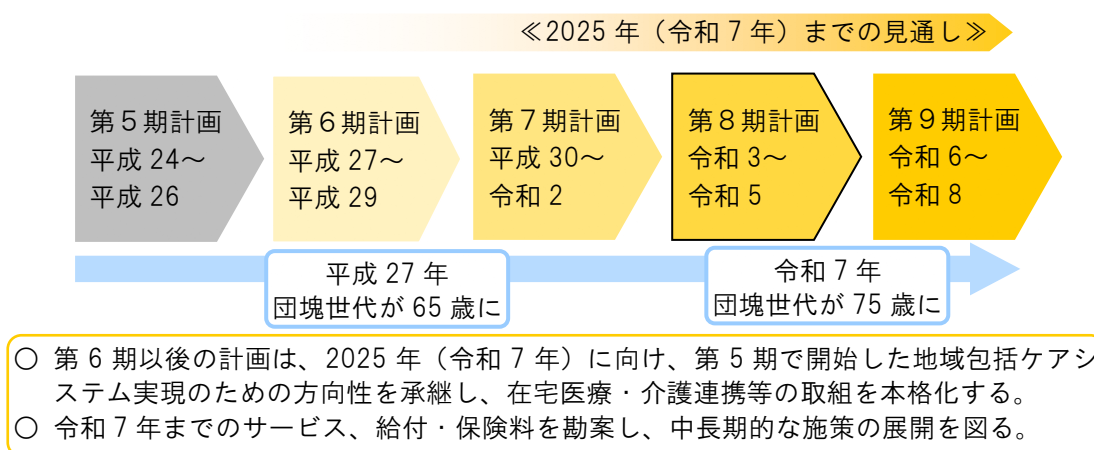
平成24年度の法改正では、本計画は「地域包括ケアシステム」の構築のための「地域包括ケア計画」として新たに位置づけられ、全国画一的ではなく自治体における地域性を踏まえながら、地域包括ケアシステムの理念実現を目指した取組の推進が求められました。

さらに平成27年度からは地域支援事業が介護予防・日常生活支援総合事業として組み替えられ、本村においてもこの間、一層の日常生活支援体制の構築に努めてきました。

一方、国においては平成30年に高齢社会対策大綱、令和元年に認知症施策推進大綱を相次いで改定し、国全体の目標として、介護予防による心身ともに健康な高齢者の増加や、認知症高齢者への支援、家族介護の負担軽減措置等の課題に取り組むこととしています。

こういった中、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する視点が加味されました。

本村では令和2年度に、現行の第7期計画期間が終了することから、このような法制度等の変化や国、県の動向を踏まえつつ、これまでの施策の実施状況や効果を検証した上で、2025年(令和7年)の完成を目指す地域包括ケアシステムの構築を一層推進していくため、新たな「美浦村高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」を策定します。



第2節 高齢者・介護保険施策の動向

(1) 一億総活躍と地域共生社会の構築

わが国では平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」の策定以降、「地域共生社会の実現」を目指し社会福祉政策を進めてきました。

このため、地域包括ケアシステムをより一層強化し、「誰もが尊厳をもって住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域社会」の構築を図ります。

また、国際社会の目標であるSDGsの実現に向け、国は「SDGs実施指針改定版」を定めており、自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が求められています。

本村では美浦村総合計画において位置づけがされていることから、本計画においてもSDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ、多様な主体による「パートナーシップ」によって持続可能な高齢者福祉施策と介護保険施策を推進します。

(2) 高齢者社会対策大綱の改定

平成30年に閣議決定された新たな大綱は、高齢社会対策基本法第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、定められるものです。

新たな大綱は、高齢化が一段と進む中、意欲ある層の能力発揮を可能にする環境整備と、支援が必要な層へのセーフティネットの整備の両面に配慮した内容となっています。

新たな高齢社会対策大綱の概要（平成30年2月16日閣議決定）

<p>○高齢社会対策大綱</p> <p>【法的根拠】 ・政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針（高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）第6条）</p> <p>【改定の経緯】 ・旧大綱の規定（5年後に見直し）に基づき、高齢社会対策会議（会長：総理）で見直しを決定 ・平成29年6月～10月に有識者会議を開催〔座長：清家 篤（慶應義塾大学商学部教授（前塾長）（役職は開催当時））〕</p>	<p>第2 分野別の基本的施策（主な施策） ※ニッポン一億総活躍プラン、働き方改革実行計画、新しい経済政策パッケージ等との連携</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="815 1312 1091 1547"> <p>1. 就業・所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備 副業・兼業の普及促進、リカレント教育の抜本的拡充、高齢期の起業支援、公務員の定年引き上げの検討 ○公的年金制度の安定的運営 年金の受給時期の選択権の拡大（70歳以降）の検討 ○資産形成等の支援 iDeCo等私的年金制度等の普及、高齢期にふさわしい金融商品・サービスの提供、認知能力低下に対応した高齢投資家の保護 </td> <td data-bbox="1099 1312 1372 1576"> <p>4. 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊かで安定した住生活の確保 リバースモーゲージの普及、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進 ○高齢社会に適したまちづくりの総合的推進 「生涯活躍のまち」づくり、バリアフリー環境の整備、コンパクト・プラス・ネットワークの推進 ○交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護 運転免許制度の見直しの検討等高齢運転者の特性を踏まえた対策推進、安全運転サポート車の普及啓発 ○成年後見制度の利用促進 地域連携ネットワークの構築、欠格条項の見直し </td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1588 1091 1877"> <p>2. 健康・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりの総合的推進 健康寿命延伸に向けた取組、ライフステージを通じた健康づくり・スポーツ活動 ○持続可能な介護保険制度の運営 地域包括ケアシステムの深化・推進 ○介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現） 介護職員の処遇改善、介護サービスの質の向上 ○持続可能な高齢者医療制度の運営 認知症高齢者支援施策の推進 新オレンジプラン等による適時適切な医療介護 ○人生の最終段階における医療の在り方 相談に適切に対応できる人材の育成、国民向けの情報提供 ○住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりの促進 </td> <td data-bbox="1099 1588 1372 1852"> <p>5. 研究開発・国際社会への貢献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化 介護ロボットの開発、ゲノム科学、無人自動運転移動サービス ○研究開発等の推進と基盤整備 統計・制度の目的に応じ、年齢区分を70歳、75歳、80歳など細分化したきめ細かい現状分析国民データの利活用の推進 ○諸外国との知見や課題の共有 日本の介護を学び従事するアジア人材の拡大等、日本の知見の国際社会への展開、課題共有・連携強化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1888 1091 2007"> <p>3. 学習・社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習活動の促進 多様な学び直し機会の提供、社会保険教育の促進、ICTリテラシー・サポート体制整備 ○社会参加活動の促進 </td> <td data-bbox="1099 1852 1372 2007"> <p>6. 全ての世代の活躍推進</p> <p>第3 推進体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○数値目標等の設定 ○関係行政機関間の緊密な連携・協力 など </td> </tr> </table>	<p>1. 就業・所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備 副業・兼業の普及促進、リカレント教育の抜本的拡充、高齢期の起業支援、公務員の定年引き上げの検討 ○公的年金制度の安定的運営 年金の受給時期の選択権の拡大（70歳以降）の検討 ○資産形成等の支援 iDeCo等私的年金制度等の普及、高齢期にふさわしい金融商品・サービスの提供、認知能力低下に対応した高齢投資家の保護 	<p>4. 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊かで安定した住生活の確保 リバースモーゲージの普及、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進 ○高齢社会に適したまちづくりの総合的推進 「生涯活躍のまち」づくり、バリアフリー環境の整備、コンパクト・プラス・ネットワークの推進 ○交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護 運転免許制度の見直しの検討等高齢運転者の特性を踏まえた対策推進、安全運転サポート車の普及啓発 ○成年後見制度の利用促進 地域連携ネットワークの構築、欠格条項の見直し 	<p>2. 健康・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりの総合的推進 健康寿命延伸に向けた取組、ライフステージを通じた健康づくり・スポーツ活動 ○持続可能な介護保険制度の運営 地域包括ケアシステムの深化・推進 ○介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現） 介護職員の処遇改善、介護サービスの質の向上 ○持続可能な高齢者医療制度の運営 認知症高齢者支援施策の推進 新オレンジプラン等による適時適切な医療介護 ○人生の最終段階における医療の在り方 相談に適切に対応できる人材の育成、国民向けの情報提供 ○住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりの促進 	<p>5. 研究開発・国際社会への貢献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化 介護ロボットの開発、ゲノム科学、無人自動運転移動サービス ○研究開発等の推進と基盤整備 統計・制度の目的に応じ、年齢区分を70歳、75歳、80歳など細分化したきめ細かい現状分析国民データの利活用の推進 ○諸外国との知見や課題の共有 日本の介護を学び従事するアジア人材の拡大等、日本の知見の国際社会への展開、課題共有・連携強化 	<p>3. 学習・社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習活動の促進 多様な学び直し機会の提供、社会保険教育の促進、ICTリテラシー・サポート体制整備 ○社会参加活動の促進 	<p>6. 全ての世代の活躍推進</p> <p>第3 推進体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○数値目標等の設定 ○関係行政機関間の緊密な連携・協力 など
<p>1. 就業・所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備 副業・兼業の普及促進、リカレント教育の抜本的拡充、高齢期の起業支援、公務員の定年引き上げの検討 ○公的年金制度の安定的運営 年金の受給時期の選択権の拡大（70歳以降）の検討 ○資産形成等の支援 iDeCo等私的年金制度等の普及、高齢期にふさわしい金融商品・サービスの提供、認知能力低下に対応した高齢投資家の保護 	<p>4. 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊かで安定した住生活の確保 リバースモーゲージの普及、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進 ○高齢社会に適したまちづくりの総合的推進 「生涯活躍のまち」づくり、バリアフリー環境の整備、コンパクト・プラス・ネットワークの推進 ○交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護 運転免許制度の見直しの検討等高齢運転者の特性を踏まえた対策推進、安全運転サポート車の普及啓発 ○成年後見制度の利用促進 地域連携ネットワークの構築、欠格条項の見直し 						
<p>2. 健康・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりの総合的推進 健康寿命延伸に向けた取組、ライフステージを通じた健康づくり・スポーツ活動 ○持続可能な介護保険制度の運営 地域包括ケアシステムの深化・推進 ○介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現） 介護職員の処遇改善、介護サービスの質の向上 ○持続可能な高齢者医療制度の運営 認知症高齢者支援施策の推進 新オレンジプラン等による適時適切な医療介護 ○人生の最終段階における医療の在り方 相談に適切に対応できる人材の育成、国民向けの情報提供 ○住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりの促進 	<p>5. 研究開発・国際社会への貢献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化 介護ロボットの開発、ゲノム科学、無人自動運転移動サービス ○研究開発等の推進と基盤整備 統計・制度の目的に応じ、年齢区分を70歳、75歳、80歳など細分化したきめ細かい現状分析国民データの利活用の推進 ○諸外国との知見や課題の共有 日本の介護を学び従事するアジア人材の拡大等、日本の知見の国際社会への展開、課題共有・連携強化 						
<p>3. 学習・社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習活動の促進 多様な学び直し機会の提供、社会保険教育の促進、ICTリテラシー・サポート体制整備 ○社会参加活動の促進 	<p>6. 全ての世代の活躍推進</p> <p>第3 推進体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○数値目標等の設定 ○関係行政機関間の緊密な連携・協力 など 						
<p>第1 目的及び基本的考え方</p> <p>1. 大綱策定の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向はもはや現実的なものではなくなりつつあり、70歳やそれ以降でも、意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来。 ・高齢化に伴う社会的課題に対応し、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境をつくる。 <p>2. 基本的考え方</p> <p>(1) 年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年齢区分でライフステージを画一化することの見直し ○誰もが安心できる「全世代型の社会保障」も見据える <p>(2) 地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多世代間の協力拡大や社会的孤立を防止 ○高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくり <p>(3) 技術革新の成果※が可能にする新しい高齢社会対策を志向する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢期の能力発揮に向けて、新技術が新たな視点で、支障となる問題（身体・認知能力等）への解決策をもたらす可能性に留意 							

(※) 政府では、「Society5.0」、すなわち、「サイバー空間の積極的な利活用を中心とした取組を適して、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類史上5番目の社会」の実現に取り組むこととしている。（経済財政運営と改革の基本方針2017、平成29年6月9日）

出典：厚生労働省

(3) 認知症施策推進大綱の改定

わが国の認知症の人の数は、平成30年には500万人を超え、65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれています。そうした中で、国では平成27年から認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づいた施策を推進し、第6期及び第7期介護保険事業計画においても、認知症対策は重要度の高い施策として取組が進められてきました。

令和元年6月18日に閣議決定された大綱は、この認知症施策推進大綱の後継に当たるものであり、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）までを改めて対象期間とし、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進」することを目的としています。

新オレンジプランと「認知症施策推進大綱」の比較

新オレンジプランの7つの柱	「認知症施策推進大綱」の具体的な施策
① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	【① 普及啓発・本人発信支援】 ・認知症に関する理解促進（認知症サポーター養成の推進、子供への理解促進） ・相談先の周知 ・認知症の本人本人からの発信支援（認知症の本人本人が主とした「認知症とともに生きる希望宣言」の展開）
② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	【② 予防】 ・認知症予防に資する可能性のある活動の推進 ・民間の商品やサービスの評価、認証等の仕組みの検討 ・予防に関するエビデンスの収集の推進
③ 若年性認知症対策の強化	【③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援】 ・早期発見・早期対応・医療体制の整備 ・医療従事者等の認知症対応力向上の促進 ・介護サービス基盤整備・介護人材確保 ・介護従事者の認知症対応力向上の促進 ・認知症の人の介護者の負担軽減の推進 ・医療・介護の手法の普及・開発
④ 認知症の人の介護者への支援	【④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援】 ・バリアフリーのまちづくりの推進 ・移動手段の確保 ・交通安全の確保 ・住宅の確保 ・地域支援体制の強化 ・（・地域の見守り体制の構築支援 ・見守り・探索に関する連携 ・地方自治体等の取組支援 ・ステップアップ構想を受援した認知症サポーターが認知症の人やその家族への支援を行う仕組み（「チームオレンジ」）の構築） ・認知症に関する取組を実施している企業等の認証制度や表彰 ・商品・サービス開発の推進 ・金融商品開発の推進 ・成年後見制度の利用促進 ・消費者被害防止施策の推進 ・虐待防止施策の推進 ・認知症に関する様々な民間保険の推進 ・違法行為を行った高齢者等への福祉的支援
⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	・若年性認知症支援コーディネーターの体制検討 ・若年性認知症支援コーディネーターのネットワーク構築支援 ・若年性認知症コールセンターの運営 ・就労支援事業所の実態把握等 ・若年性認知症の実態把握 ・社会参加活動や社会貢献の促進 ・介護サービス事業所利用者の社会参加の促進
⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進	【⑤ 研究開発・産業促進・国際展開】 ・認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデル等の研究開発 ・様々な病態ステージの研究開発を推進 ・認知症の予防法やケアに関する技術・サービス・機器等の検証、評価指標の確立 ・既存のコホートの役割を明確にし、認知症発症前の人や認知症の人等が研究や治験に容易に参加できる仕組みを構築 ・研究開発の成果の産業化とともに、「アジア健康構想」の枠組みも活用し、介護サービス等の国際展開を促進
⑦ 認知症の人やその家族の視点を重視*	※①～⑤の施策は、認知症の人やその家族の意見を踏まえ、立案及び推進する。

赤字：主な新規・拡充施策

(4) 社会福祉法の改正

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正社会福祉法」）」が令和2年6月5日に成立し、同月12日に公布されました。

改正法は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、関連法として老人福祉法や介護保険法を含む改正となっています。

また、地域共生社会の実現を目指し、社会福祉全般及び高齢者・介護保険政策の理念として下記のとおり、「地域共生社会」の位置づけが行われました。

一 包括的な支援体制の整備に関する事項

1 地域福祉の推進に関する事項

(一) 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないこと。

(社会福祉法第4条第1項関係)

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

- 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援** 【社会福祉法、介護保険法】
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定とともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進** 【介護保険法、老人福祉法】
 - ①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
 - ②市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
 - ③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
- 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進** 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
 - ①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
 - ②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
 - ③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
- 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化** 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
 - ①介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
 - ②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
 - ③介護福祉士養成施設卒業業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
- 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設** 【社会福祉法】
社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

出典：厚生労働省

(5) 基本指針に定める事項

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」）」は、自治体が「介護保険事業（支援）計画」を策定する際のガイドライン的役割を果たすものであり、計画骨子を構成し、本計画への記載事項が示されています。

第8期の改正では、近年の高齢社会対策大綱や認知症施策推進大綱の改定、広範囲に及ぶ社会福祉法の改正などの制度変更を受けるとともに、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、下記の7項目が主な記載事項となります。

本村では、基本指針に基づき、遺漏なく本計画を策定します。

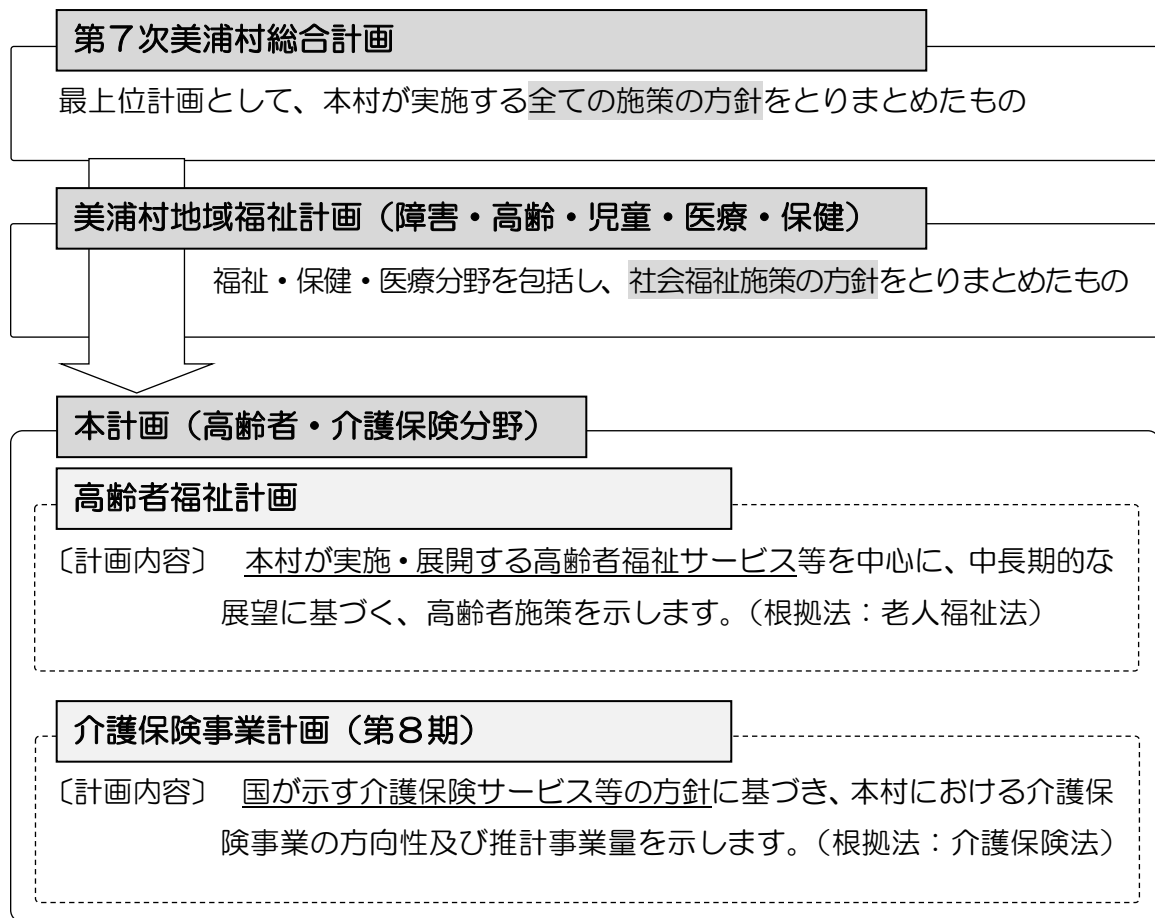
- ① 2025・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備
人口及び事業量等の推計に当たっては長期推計を示します。
- ② 地域共生社会の実現
地域共生社会の実現に向けた考え方等について記載します。
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
総合事業の実施・展開について記載するほか、介護保険事業全般の着実な推進に向けた取組等を記載します。
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に関する都道府県・市町村間の情報連携の強化
住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載します。
- ⑤ 認知症施策推進大綱などを踏まえた認知症施策の推進
他分野との連携を含め、認知症施策について記載します。
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保と業務効率化の取組の強化
専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載するほか、業務の負担軽減の取組等について記載します。
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備
近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、地域防災計画等との整合を図ります。

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと法的根拠

(1) 上位計画との整合性

本計画の策定における、計画の役割（法的根拠等）、及び上位計画との関係は、次のとおりとなります。



(2) 計画期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総合計画	第6次				第7次				
地域福祉計画	第1次			第2次				第3次	
高齢者福祉計画	第6期			第7期		第8期			
介護保険事業計画	第6期			第7期		第8期			

第2節 計画の策定方法

(1) 策定の体制

庁内において関係各課との高齢者・介護保険施策の調整、基本理念・目標、事業量の設定等を行うほか、福祉介護課においては現行計画における事業等の実績状況を調査しました。また、次のとおり、外部有識者による施策・事業等の調整を行いました。

▶ **美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（素案の審議）**

諮問機関として、本計画の策定にあたり、学識経験のある者、高齢者の保健福祉事業又は活動に携わる者で構成することとし、8回の審議会を開催しました。

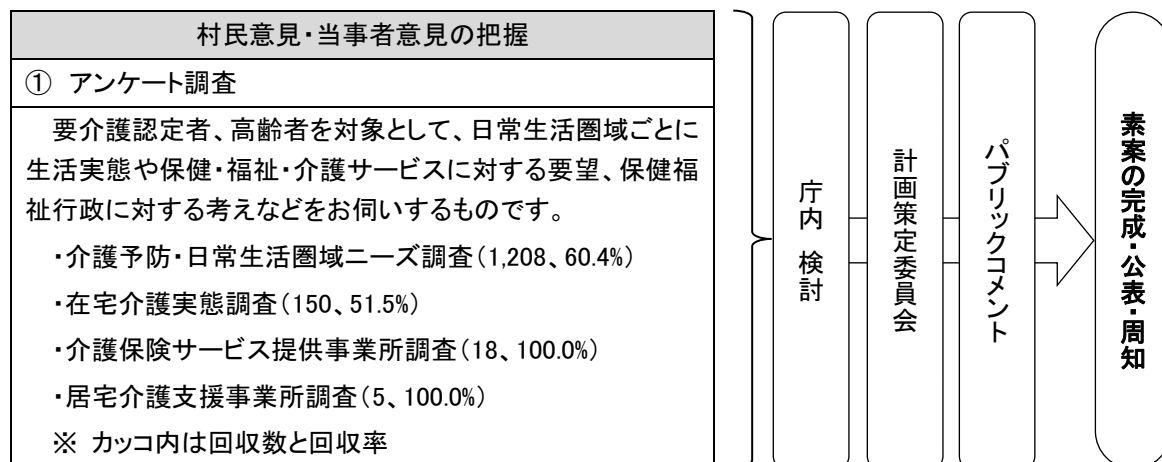
▶ **庁内関係部署との調整（施策・事業の調整）**

施策・事業に関連性のある庁内部署と適宜調整を行い、各所管計画との整合、高齢者施策の検討等を行いました。

(2) 村民意見・当事者意見の把握

計画の策定にあたり、村民の生活実態や健康状態、高齢者施策等への考え方及び介護保険や福祉サービスに関するニーズなどを把握するため、各種アンケート調査を実施しました。また、本計画の内容について、広く村民の方からご意見を伺うパブリック・コメントを実施し、本計画の策定や今後の施策の参考とさせていただきました。

■ 村民意見・当事者意見把握の流れ



第3節 推進体制の確保

(1) 推進体制の構築

① 庁内体制の構築

本計画に掲げた施策を全庁的に推進するため、施策の進行管理を行うとともに、必要に応じて施策を見直し、事業を推進します。また、医療・介護・予防・福祉・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進するため、庁内の関係部門や介護保険事業者、医療機関等との連携をさらに深めていきます。

② 進行管理の実施

本計画は、3年後の令和5年度に、次期計画策定に向けて見直すことになっていますが、各年度においてもその進捗状況の点検・評価を的確に行っていく必要があります。

そのため、庁内関係課及び関係機関は、本計画の進捗状況等の点検・評価を行い、事業の適切な進行管理と状況に応じた計画の適正化を図っていきます。

また、進捗状況等の点検の結果は、年度ごとに取りまとめ、「美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」に報告し、次期計画策定に反映していきます。

③ 保険者機能の強化に係る指標の管理

介護保険における保険者機能の強化を図るため、高齢者の自立支援、重度化防止等に係る指標を設定し、サービスの適切な実施を促します。また、設定された指標は、財政的インセンティブの位置づけを有するものとし、国県への報告事項とします。

(2) 村民への情報提供と計画への参画

① 村民への情報提供

「広報みほ」や村ホームページ、その他の媒体を通じて、高齢者福祉や介護保険制度に係る情報提供を行います。

また、サービス利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、窓口対応やパンフレットの配布及びサービス情報を村ホームページ等に掲載し、利用者に周知します。

② 計画推進への参画

地域包括支援センターをはじめとして、医療、介護、ボランティアなどの地域住民とともに、地域ケア会議や、生活支援、在宅医療・介護連携に関する様々な会議体において地域の課題を明らかにし、施策に反映できるよう広く計画推進への参画を図ります。

第3章 高齢者を取り巻く現況と課題

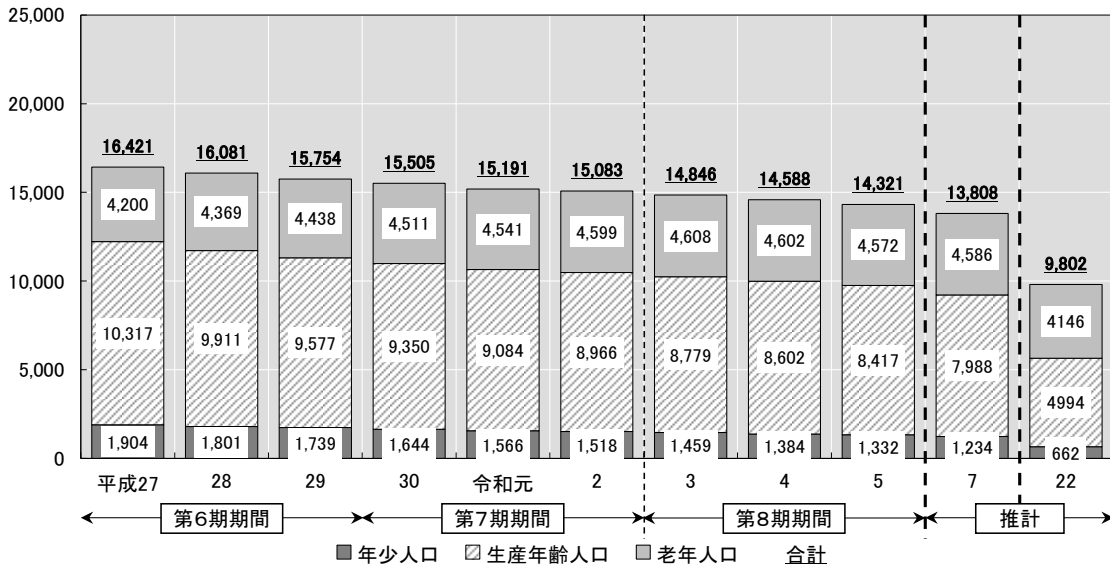
第1節 高齢者に係る実績と推計

(1) 人口及び高齢者の動態

① 総人口と区分別人口

本村の総人口は、平成27年から減少傾向にあり、2025年（令和7年）には13,808人、2040年（令和22年）には9,802人を見込んでいます。区分別人口では増加傾向にあった老年人口（65歳以上）も減少に転じ、人口減少期に入ることが見込まれます。

図表-1 総人口と区分別人口の推移(人)



出典：(実績)住民基本台帳(各年10月1日)、(推計)「見える化」システム

なお、区分別人口割合では、近年の推移の中において、老年人口割合の上昇と、生産年齢人口割合と年少人口割合の減少が続いており、老年人口割合は2025年（令和7年）には33.2%、2040年（令和22年）には42.3%を占める見込みとなっています。

図表-2 区分別人口の構成割合の推移(%)

区分	第6期			第7期		第8期			推計		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
年少人口	11.6	11.2	11.0	10.6	10.3	10.1	9.8	9.5	9.3	8.9	6.8
生産年齢人口	62.8	61.6	60.8	60.3	59.8	59.4	59.1	59.0	58.8	57.9	50.9
老年人口	25.6	27.2	28.2	29.1	29.9	30.5	31.0	31.5	31.9	33.2	42.3

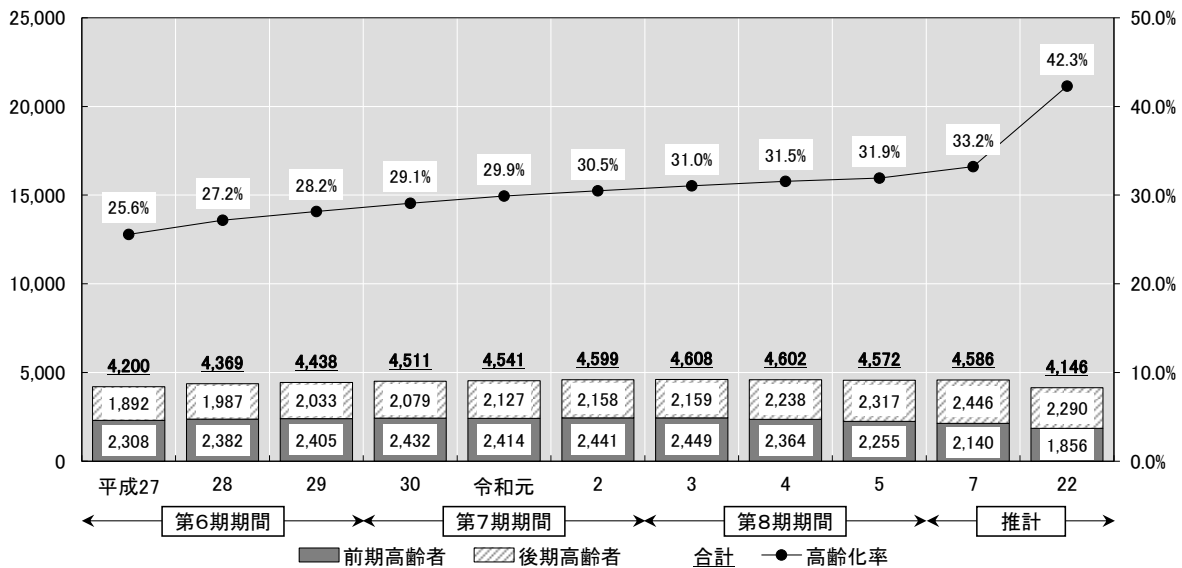
出典：(実績)住民基本台帳(各年10月1日)、(第7期)長期総合計画、(推計)「見える化」システム

② 高齢者人口と高齢化率

高齢者の人口は令和3年まで増加傾向にあり、2025年(令和7年)には4,586人、33.2%、2040年(令和22年)には4,146人、42.3%と、高齢者の割合は増加する見込みです。

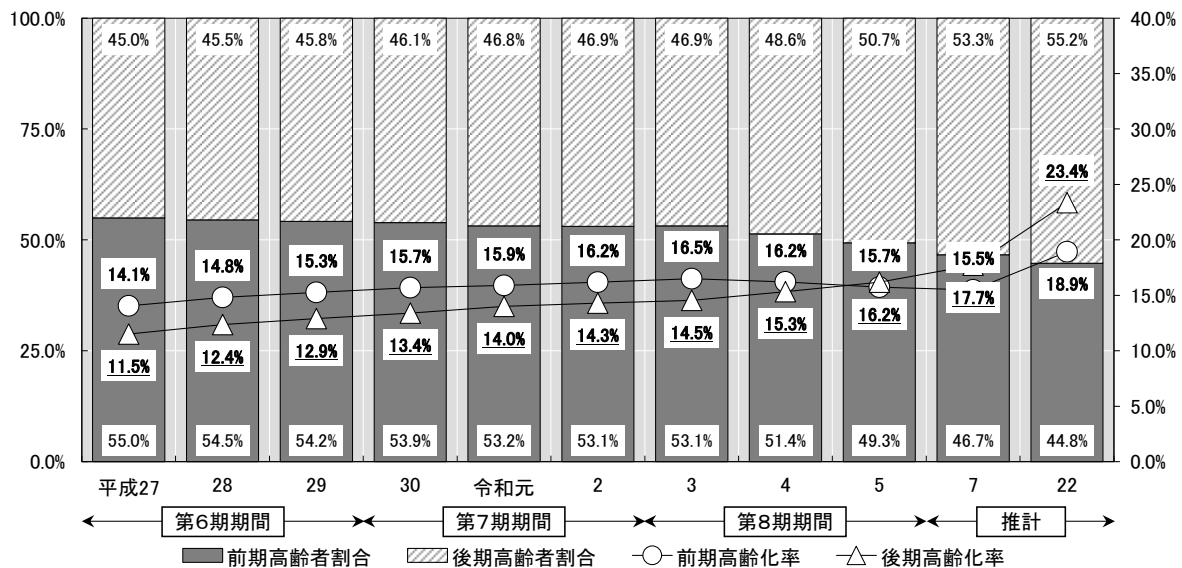
平成27年から令和2年までの高齢者数の推移では399人の増加があり、そのうち前期高齢者(65歳~74歳)133人、後期高齢者(75歳以上)266人の増加となっています。

図表-3 前期・後期高齢者人口と高齢化率の推移(人)



出典：(実績)住民基本台帳(各年10月1日)、(推計)「見える化」システム

図表-4 前期・後期高齢者人口の構成割合及び高齢化率の推移

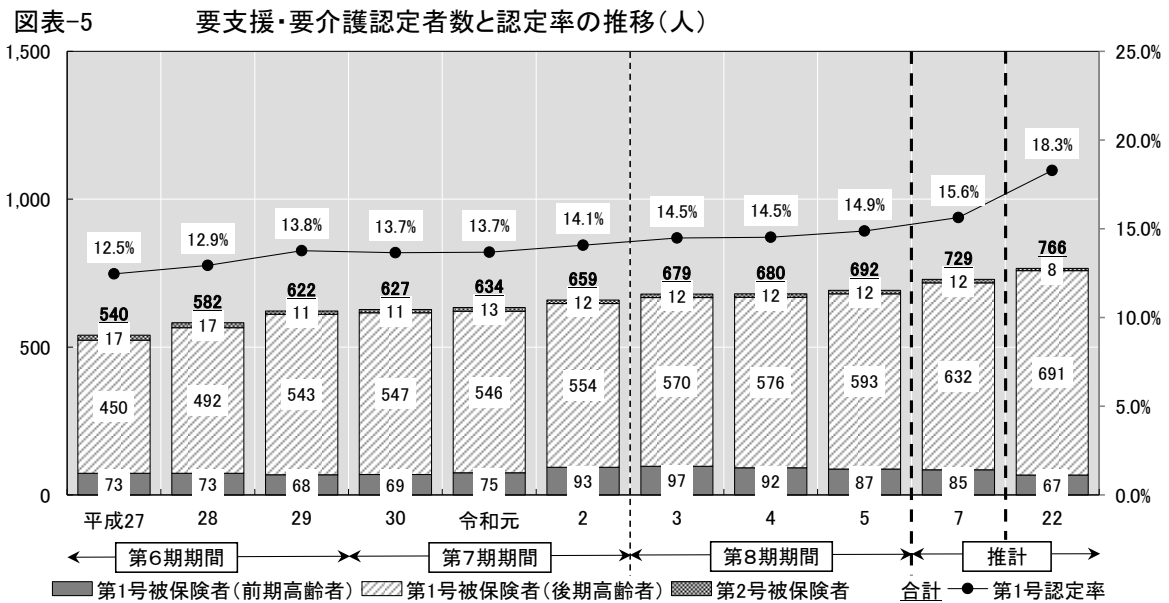


出典：(実績)住民基本台帳(各年10月1日)、(推計)「見える化」システム

第2節 要介護認定・給付の実績と推計

(1) 要支援・要介護認定者と認定率推移

本村の要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加とともに増加傾向にあり、2025年（令和7年）には729人、2040年（令和22年）には766人となる見込みとなっています。特に後期高齢者の認定者数は、同じく2025年（令和7年）には632人、2040年（令和22年）には691人となる見込みとなっています。



出典：(実績)介護保険事業報告(各年9月末現在)、(推計)「見える化」システム

本村の要支援・要介護認定者に占める前期・後期高齢者の割合は、増減を繰り返しながらも横ばい傾向で、後期高齢者の割合が約9割を占めています。

図表-6 1号被保険者の要支援・要介護認定者に占める前期・後期高齢者割合の推移(人、%)

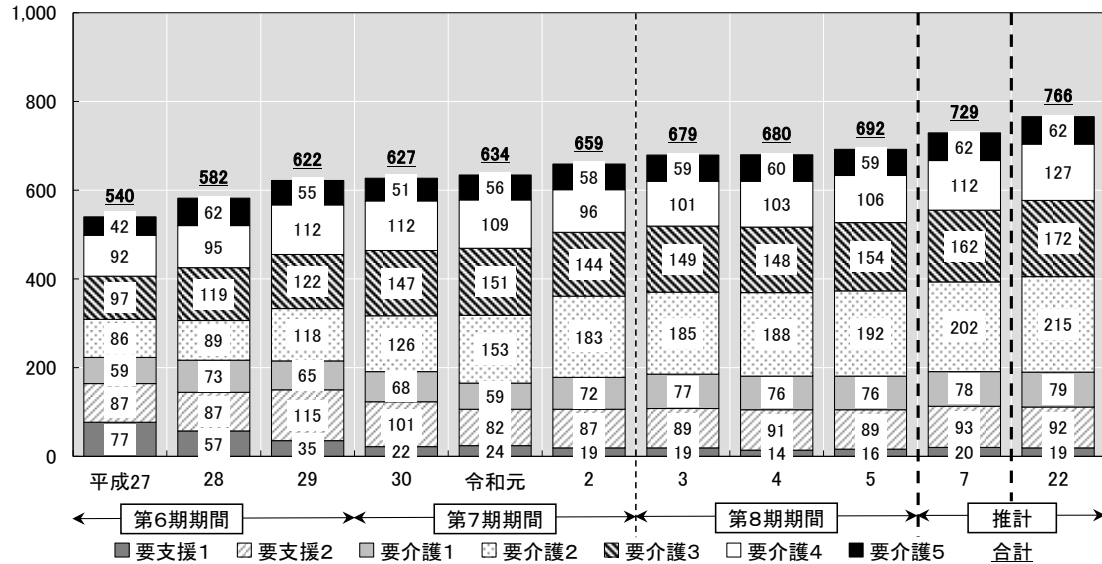
区分	第6期			第7期		第8期			推計		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
認定者数	523	565	611	616	621	647	667	668	680	717	758
前期高齢者割合	14.0	12.9	11.1	11.2	12.1	14.4	14.4	14.5	13.8	12.8	11.9
後期高齢者割合	86.0	87.1	88.9	88.8	87.9	85.6	85.6	85.5	86.2	87.2	88.1

出典：(実績)介護保険事業報告(各年9月末現在)、(推計)「見える化」システム

(2) 要支援・要介護認定者及び給付費の推移

本村の認定者数は一貫して増加傾向にあり、令和2年現在では、要介護2が全体の27.8%（183人）で1番多く、軽度（要支援1～要介護2）の認定者が54.8%（361人）を占めています。軽度認定者が2025年（令和7年）には53.9%（393人）、2040年（令和22年）には52.9%（405人）となる見込みとなっています。

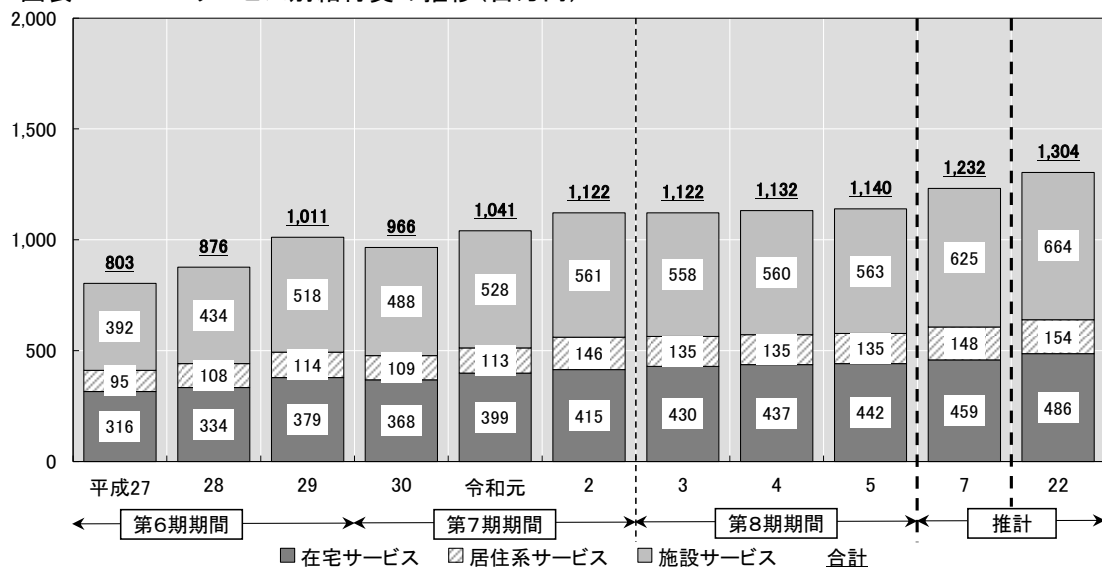
図表-7 要支援・要介護度別認定者数の推移(人)



出典: (実績)介護保険事業報告(各年9月末現在)、(推計)「見える化」システム

本村のサービス別給付費の推移は要介護認定者数とともに増加しており、増加額、増加割合ともに施設サービスが大きな増加を示しています。

図表-8 サービス別給付費の推移(百万円)



出典: (実績)介護保険事業報告、(推計)「見える化」システム

第3節 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の実施

調査は、美浦村内の高齢者等の生活状況や保健福祉・介護保険に関する意見・要望を把握し、今後の高齢者保健福祉行政のより一層の計画的かつ効果的な推進と新しい介護保険事業計画策定のために実施したものです。

調査区分	対象	調査趣旨
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・65歳以上の村民 ・要支援認定者	日常生活圏域ごとの高齢者の状態・ニーズや地域の課題等を把握する。また、健康づくりや介護予防、高齢者福祉サービスの利用意向などを把握し、本計画に反映する。
②在宅介護実態調査	在宅で生活する ・要支援認定者 ・要介護認定者	「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続の実現」に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とし、本計画に反映する。
③介護保険サービス提供事業所調査	・給付実績のある村内のすべての事業所	労働実態や利用者と事業者との連携体制などの実態および課題を把握し、介護保険運営体制の改善を検討する際の資料とする。
④居宅介護支援事業所調査	・給付実績のある村内のすべての事業所	地域包括ケア体制の構築のため、従事するケアマネジャーの実態を把握し、高齢者の地域生活継続に必要な方策を検討するための資料とする。

(2) 調査の活用

各調査結果は、次のとおりの集計・分析等を行い、計画策定の基礎資料とします。

区分	経年比較	単純集計	クロス集計	その他	
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	○	○	○	・地域包括ケア「見える化」システム	・機能リスク判定
②在宅介護実態調査	○	○	○	-	-
③介護保険サービス提供事業所調査	○	○	○	-	-
④居宅介護支援事業所調査	○	○	○	-	-

第4節 高齢者福祉の方向性

(1) 高齢者福祉の課題と方向性の整理

人口動態や要介護認定状況、ニーズ調査等から挙げられる課題を整理し、高齢者福祉の方向性をまとめます。

① 高齢者人口は 2040 年に向け緩やかに減少するが、高齢化率は増加。第 8 期計画期間に求められる需要に合わせたサービス基盤の整備に取り組みます。

- 本村の将来推計人口は減少傾向にあるものの、高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向にあり、2025 年（令和 7 年）は 4,586 人・33.2%、2040 年（令和 22 年）は 4,146 人・42.3%となることが示されています。
- 総人口に占める高齢者人口割合（高齢化率）は約 4 割となり、そのうち後期高齢者の占める割合は令和 5 年に過半数となる見込みです。
- 総人口の減少期に入るため、高齢化率の急激な伸びが見込まれ、本村の人口構造に大きな影響が見込まれます。
- 認定率は微増が見られますが、約 9 割の高齢者が認定を受けずに生活しています。

② 介護認定を受けても住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、在宅医療・介護連携を多職種で推進するとともに、介護者を支援していきます。

- 要介護認定を受けた場合にも、多くの方が、自宅で介護サービスを利用しながら生活を希望しています。
- 今後のニーズは、「在宅での見守りや安全を支援するサービス」「日常生活の支援をするサービス」「日常の外出を支援するサービス」が高くなっています。
- 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「移送サービス（福祉タクシー等）」「通院介助・往診・訪問診療」「食事の宅配」が高くなっています。
- 主な介護者は、子と配偶者が多く、働いている介護者は、問題はあるが何とか仕事を続けている方が約半数となっています。

③ 高齢者の社会参加を推進するため、健康増進や介護予防に取り組みます。

- 社会参加については、「参加しても良い」割合が平成 29 年度より上回っていますが、「ぜひ参加したい」の積極的な参加意欲は低調にあります。

第4章 基本理念及び施策の展開

第1節 基本理念と日常生活圏域

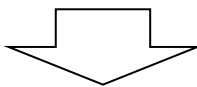
(1) 基本理念

本村では、計画の策定に際しては引き続き、第7期計画の基本理念を継承し、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまちを、全ての世代の村民とともに支え合いながらつくりあげていくことを目指します。

また、高齢者の地域での生活を支えるため、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

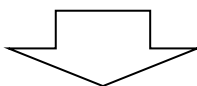
〔基本理念〕

「地域で支え合う健康で安心して暮らせる村づくり」



〔基本的な視点・方針〕

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」
「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」
に基づいた内容



〔基本目標及び施策の体系〕

基本目標別の施策の展開

基本理念を基本的な考えとして、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる地域社会の実現（基本的な視点・方針）を目指し、この計画を推進するための4つの基本目標を定めました。

(2) 日常生活圏域

① 日常生活圏域の基本的な考え方

日常生活圏域の設定方法は、地理的条件や人口規模、交通事情、介護保険施設の整備状況などの諸条件を勘案して決定します。

そして、その圏域ごとに、「地域包括支援センター」を基盤とした地域密着型サービスなどを整備し、そのサービスの見込み量を設定する必要があります。

② 日常生活圏域の設定

本村では、地域性や諸条件に基づき、本計画期間においても第7期計画から引き続き、村内を1つの日常生活圏域に区分することとします。

なお、地域包括支援センターの設置数については、第8期計画期間は現状と同じ体制を基本とし、今後の事業状況等を踏まえながら地域包括支援センター運営協議会にて協議を行い検討していきます。

■ 日常生活圏域を一つに設定する理由

- 村の人口が2万人以下と少ないこと。(国においては人口2万人～3万人程度に1圏域の設定を想定している。)
- 行政が地区単位(木原・安中・大谷)の政策を行っていない。
- 仮に、複数圏域を設定したとしても、圏域ごとに地域密着型サービスや施設などを整備していかななくてはならないため、財政的に困難である。

(3) 地域包括ケアシステムの構築に向けて

① 地域包括ケアシステムの構築

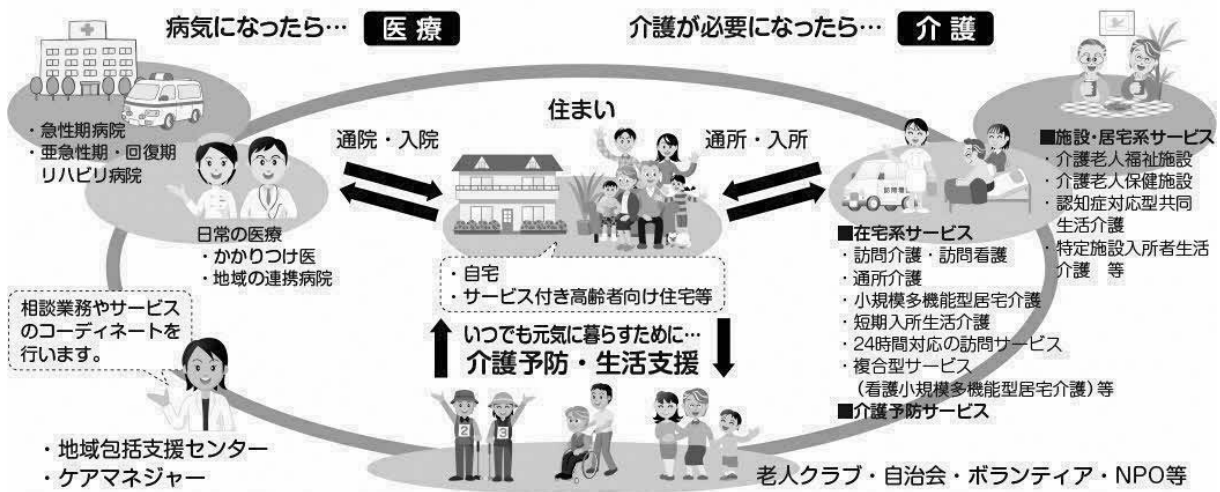
我が国は、諸外国に例をみないスピードで人口減少、少子高齢化が進んでおり、国では、65歳以上の人口は2042年の約3,900万人でピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることを予想しています。

このような状況の中、国では、2025年（令和7年）を目途に、高齢者の尊厳保持と自立生活を支援する目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

なお、地域包括ケアシステムについては「地域共生社会」を構成する高齢者・介護保険分野の要素として、位置づけられています。

■ 地域包括ケアシステムの姿

「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために医療や介護のみならず、福祉サービスも含めた様々な生活サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制」を指します。



② 美浦村の地域包括ケアシステムの姿

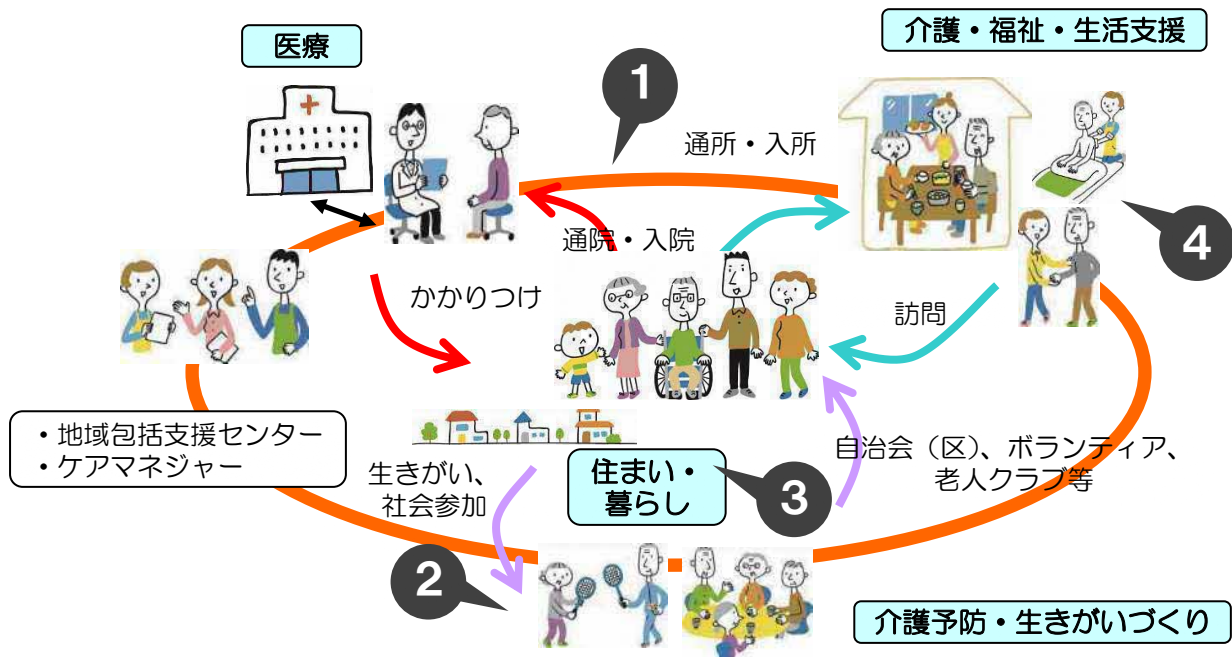
団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）に向けて、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、地域資源やマンパワーのさらなる活用とともに、医療、介護、福祉、生活支援、住まい、暮らし、介護予防、生きがいづくりを一体的に提供することが求められています。

本計画においては、これまで取り組んできた高齢者福祉施策や介護保険事業等を進める中で、美浦村らしい地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

■ 2025年を見据えた美浦村の地域包括ケアシステムの姿

第5期計画より提唱された地域包括ケアシステムの構築に向け、従来より取組を推進してきたところであり、引き続き2025年（令和7年）までの構築を目指します。

第8期計画では、これまでの取組の成果を踏まえた施策展開を図るとともに、2025年（第9期計画期間）に向けた取組を引き続き推進します。



1. みんなで支えあう基盤づくり

高齢者が生涯を通じて、地域で安心して暮らし続けるために、地域包括支援センターの機能強化や地域ケア会議の推進をはじめ、関係機関・団体等との連携強化を図ります。また、高齢者の地域生活を支えるために、介護と医療の連携強化を図ります。

2. 心身の健康づくり

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、自主的・積極的な介護予防・健康づくりを促進します。また、心の豊かさや生きがいを持った暮らしにつながるように、高齢者の仲間づくりや社会参加の機会・場の充実を図ります。

3. 誰もが安心して暮らせるまちづくり

高齢者の人権を尊重し、虐待防止や権利擁護を推進します。特に、認知症高齢者に対しては、地域とともに見守れる仕組み・体制づくりに努めます。また、高齢者に配慮したまちづくりや多様な住まいの確保に努めます。

4. 介護保険サービス、多様な支援の充実

支援が必要な高齢者が必要な介護保険サービスや高齢者福祉サービス等の情報を受けられ、相談のできる体制づくりに努めます。また、地域資源・人材を活用した取組を進めます。

第2節 基本目標及び施策の体系

(1) 基本目標の設定

本計画では、基本理念の実現に取り組むため、第7期計画の目標を継承しつつ、介護保険制度改正に適切に対応するため、以下の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

〔 目標の方針 〕

高齢者の日常生活を支援するためには、法制度に基づく支援施策の充実とともに、ボランティア団体等との連携や、関係機関との協力が不可欠となります。また、自立した生活を促進するために、生活しやすいまちづくりを行い、高齢者の日常生活における障壁を取り除く必要があります。

本村では、老人福祉施設などの社会資源の整備に努めるとともに、高齢者の外出支援を図ります。また、自宅から目的地へ自由に外出できるよう、村内公共施設、道路等のバリアフリー化を推進し、住みよいまちづくりを推進します。

基本目標2 生涯現役に向けた環境づくり

〔 目標の方針 〕

高齢者人口の増加に伴い、元気ある高齢者の割合も増加しており、就労の継続や地域活動への積極的な参加が見られる一方、地域等の場に参加する機会や方法がわからないために参加できていない高齢者も多くいます。

また、加齢による身体機能の低下を防ぐための「健康づくり」として、いつまでも健康で活発な生活を過ごしていくためにも、高齢者の健康増進・維持として包括的な支援を行う必要があります。

本村では、地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援、促進するため、安心安全な環境づくりに努め、暮らしやすいまちづくりを行います。また、生きがいのある生活を送れるよう、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりや参加の機会づくりを行うほか、関係団体等と連携し、活動を通じた社会参加を促進します。

基本目標3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

〔 目標の方針 〕

加齢による身体機能の低下や認知症を防ぐための「健康づくり」と、要介護の重度化防止を図る「介護予防」の推進は、ともに健康状態や認知機能を悪化させないという目的で一致しており、いつまでも健康で活発な生活を過ごしていくためにも、高齢者の健康増進・維持として包括的な支援を行う必要があります。

保健・医療部門と連携し、健康増進施策の推進と、介護予防事業の適切な実施を図り、要介護度・自立度の重度化防止を図ります。

基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

〔 目標の方針 〕

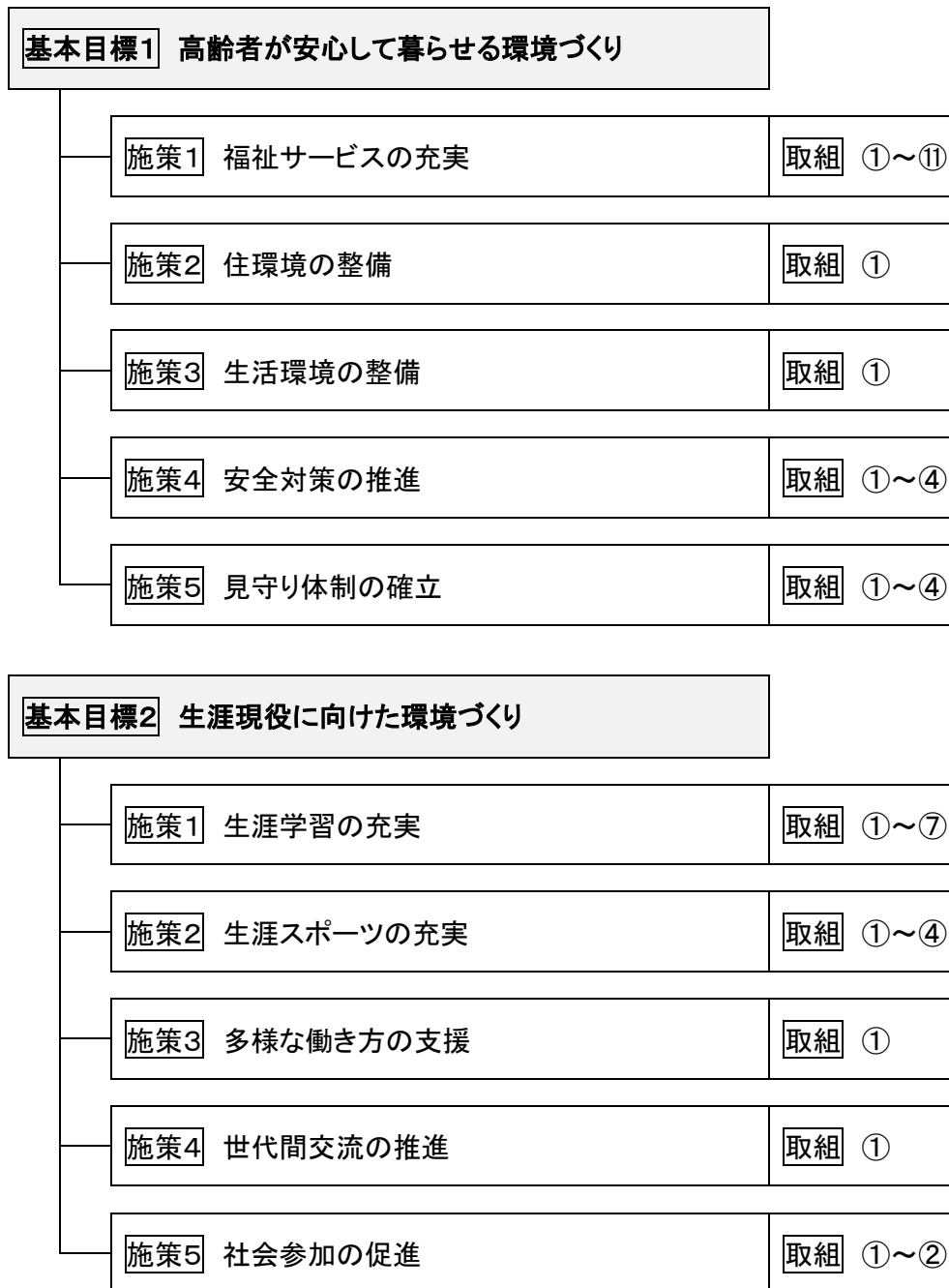
平成12年度より始まった介護保険制度も、度重なる制度改正やサービスの変更等を経ながら、その都度、高齢者をめぐる社会問題に対して取組を進めてきました。

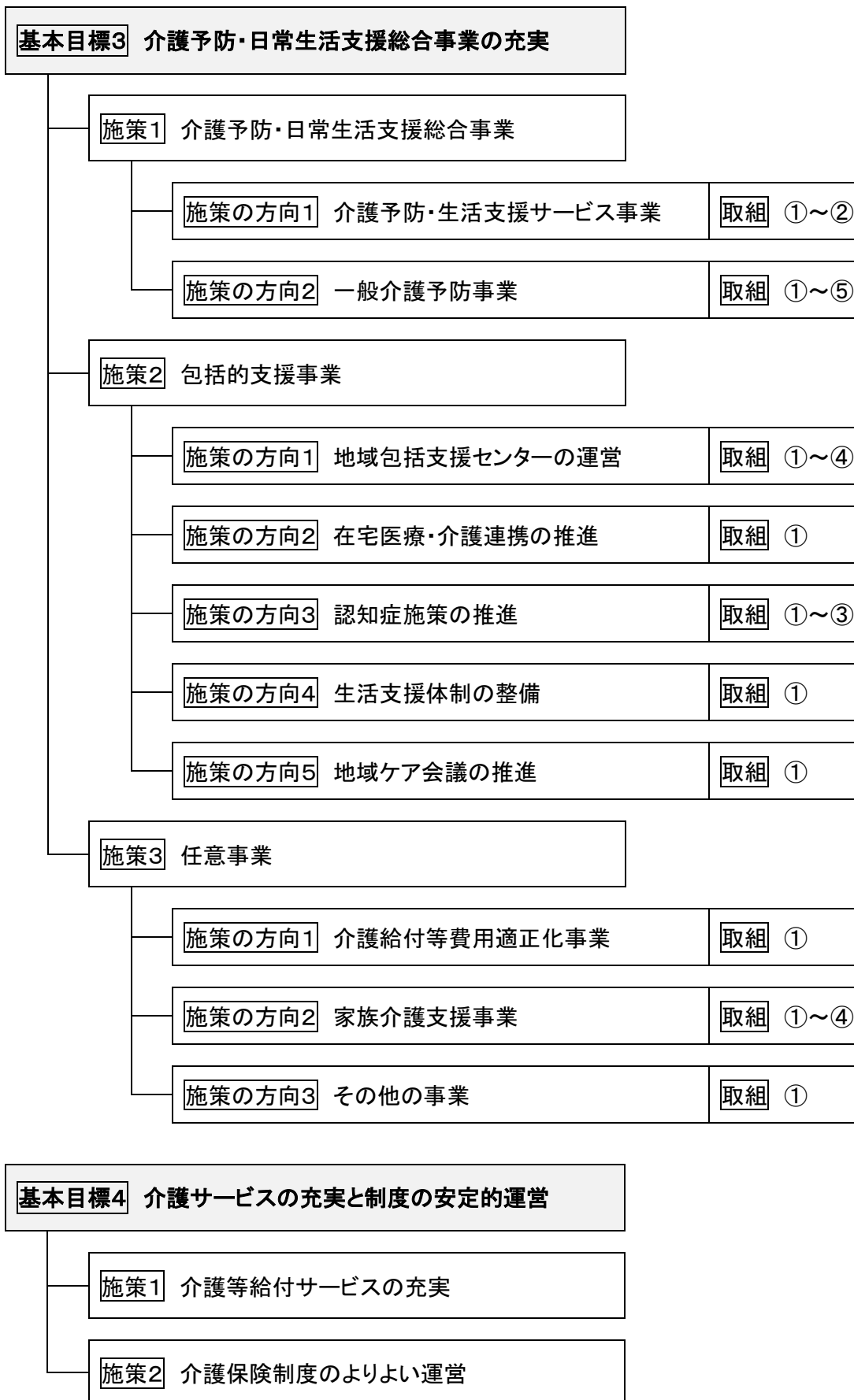
新たな介護保険制度においても、医療・介護連携の推進や、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進などの新たな取組が始まります。

本村においても、これまでの取組を通し、介護サービスの充実と制度の安定的運営に努めてきました。令和3年度からの第8期計画期間においても、引き続き、介護保険制度の円滑な運営を図り、事業の適切な実施及びサービス提供体制の強化を図ります。

(2) 計画の体系

本計画を構成する施策の体系は、次のとおりとなります。





〈各論 1〉

- 基本目標 1 高齢者が安心して暮らせる環境づくり…………… 26
- 基本目標 2 生涯現役に向けた環境づくり…………… 40
- 基本目標 3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実…………… 51
- 基本目標 4 介護サービスの充実と制度の安定的運営…………… 72

基本目標1 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

施策1 福祉サービスの充実

〔 施策の方針 〕

- ・ 少子高齢化が進み、高齢者が生きがいを持って暮らすこと、できる限り要介護状態にならないようにすることが課題であり、高齢者が自立した生活を送るために必要な支援を行うことが必要とされています。村では、美浦村社会福祉協議会を始めとする関係機関と連携し、介護保険の対象外となるサービスの充実に努めていきます。

① 生活管理指導事業

施策概要と現状

基本的な生活習慣が欠如していて、社会的適応が困難な方を短期間宿泊させることにより、生活習慣の訓練及び体調調整を図ります（7日程度）。このサービスは、日常生活に対する支援を行うことで介護予防の効果が期待されていることから、サービス提供体制の充実を図る必要があります。

今後の方向性

地域支援事業との連携を図りながら、介護予防につながるサービスが提供できるように努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用実人数(人)	1	1	1	1	1	1
利用延日数(日)	7	7	7	7	7	7

※ 令和2年度は見込み値。

② 高齢者日常生活用具給付事業

施策概要と現状

要支援高齢者やひとり暮らし高齢者を対象に電磁調理器・自動消火器具等を給付し、日常生活の便宜を図ります。ここ数年、利用実績はないため、事業の周知を図り、利用を促進していく必要があります。

今後の方向性

事業を継続して実施していくとともに、「広報みほ」や村のホームページなどを活用して事業の周知に努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用実人数(人)	0	0	0	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

③ 介護支援用具給付事業

施策概要と現状

在宅の要介護高齢者に対し、日常生活の便宜と介護の負担軽減を図るため食事介助用具・空気清浄機等を給付し、介護の負担軽減を図ります。ここ数年、利用実績はないため、事業の周知を図り、利用を促進していく必要があります。

今後の方向性

事業を継続して実施していくとともに、「広報みほ」や村のホームページなどを活用して事業の周知に努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用実人数(人)	0	0	0	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

④ ひとり暮らし高齢者配食サービス

施策概要と現状

おおむね 70 歳以上の見守りが必要なひとり暮らし高齢者に、ボランティア団体が月 2 回夕食のお弁当を作り、安否確認を兼ねてボランティア、民生委員等が自宅まで届けます。

今後の方向性

ひとり暮らし高齢者の食生活改善と健康増進及び安否確認になることから、今後も民生委員・児童委員、ボランティアの協力を得ながら高齢者を地域で支える体制作りを支援します。

実績値と本計画期間の計画値

	第 7 期実績			第 8 期見込み		
	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
延配食数(回)	1,049	1,315	1,643	1,800	1,920	1,920

※ 令和 2 年度は見込み値。

⑤ ステッキカー購入費助成

施策概要と現状

高齢者及び身体障がい者に対し、歩行を確保するために購入したステッキカーの費用の一部を助成します。

【助成金額】 3,000 円（領収書添付の上、申請書提出）

今後の方向性

今後とも事業を継続して実施していくとともに、「広報みほ」や村のホームページなどを活用して事業の周知を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第 7 期実績			第 8 期見込み		
	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
利用者数(人)	2	2	3	5	5	5

※ 令和 2 年度は見込み値。

⑥ 緊急通報装置の設置

施策概要と現状

ひとり暮らし高齢者、病弱な高齢者2人で構成される世帯の住宅に緊急時に通報できる通報装置を設置し、生活安全確保、不安の軽減を図るサービスです。

※NTT固定回線のみ設置可能

今後の方向性

緊急通報装置の設置が必要な高齢者を把握するため、今後も、民生委員・児童委員などとの連携を深めていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用実人数(人)	74	75	72	75	75	75

※ 令和2年度は見込み値。

⑦ ひとり暮らし高齢者愛の定期便

施策概要と現状

70歳以上のひとり暮らし高齢者に、乳製品を定期的に配布しながら、安否確認も併せて行い、孤独感の解消を図ります。

今後の方向性

「広報みほ」や村のホームページなどを活用して事業の周知を図るとともに、民生委員・児童委員、ボランティアの協力を得ながら高齢者を地域で支える体制づくりを支援します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用実人数(人)	22	24	33	35	38	40

※ 令和2年度は見込み値。

⑧ 福祉タクシー利用料金助成

施策概要と現状

介護認定者、身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A・A）、精神障害者保健福祉手帳（1・2級）を所持する方に医療機関等への通院・通所に要するタクシー料金の一部を助成します。

※自動車税減免を受けている方は除きます。

【助成金額】初乗り運賃相当額 年間48回分が限度

今後の方向性

事業を継続して実施していくとともに、「広報みほ」や村のホームページなどを活用して事業の周知を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数(人)	38	48	48	50	50	50

※ 令和2年度は見込み値。

⑨ 高齢者在宅福祉助成金

施策概要と現状

高齢者及び身体障害者手帳または療育手帳を所持する方の在宅生活の便宜を図るため、排泄・入浴・移動等を容易にするための住宅の一部改修に対し助成します。

【対象】・村民税非課税世帯に属するおおむね 65 歳以上の高齢者であり、申請時において、介護保険の認定を受けていないが、身体機能の低下により要介護状態等となるおそれが高い状態にある方。

- ・村民税非課税世帯に属する身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた障がい者（児）であって、美浦村障害者日常生活用具給付等事業及び美浦村重度障がい者（児）住宅リフォーム助成事業により給付及び助成を受けていない方。

【助成回数】年度内に 1 世帯 1 回

【限度額】 50,000 円

今後の方向性

今後とも事業を継続して実施していくとともに、「広報みほ」や村のホームページなどを活用して事業の周知を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第 7 期実績			第 8 期見込み		
	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
利用者数(人)	3	1	1	2	2	2

※ 令和 2 年度は見込み値。

⑩ 養護老人ホーム

施策概要と現状

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により、自宅において生活することが困難な高齢者を村の措置により養護する施設です。本村には、養護老人ホームはありませんが、近隣市町の施設の利用により入居者の需要に対応しています。

今後の方向性

今後も、在宅での生活が困難な高齢者の増加が予測されることから、近隣市町との調整を図りながら入所措置を円滑に進めるとともに、必要な入所定員の確保についても広域的な対応を検討していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数(人)	2	2	1	2	2	2

※ 令和2年度は見込み値。

⑪ 老人福祉センター

施策概要と現状

老人福祉センターは、地域の高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、高齢者が健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等に利用できる施設です。

本村には、老人福祉センターが1か所あり、村内在住の60歳以上の方や老人クラブ等の団体に対して、健康の増進、教養の向上、レクリエーションの実施など生きがいの場を提供しています。

今後の方向性

今後も、老人クラブ等の団体の各種教養、趣味講座や教室の場として活用されることを始めとして、高齢者の社会参加活動や生きがいつくりの場として有効に活用されるよう、村内に在住する60歳以上の高齢者に利用促進を図っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延利用団体数	353	408	548	744	744	744

※ 令和2年度は見込み値。

施策2 住環境の整備

〔 施策の方針 〕

- ・高齢者が自宅や住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者の状況に応じた住まいを確保することが必要です。また、公共施設において高齢者が活動しやすい設備を整備します。

① 高齢者にやさしい住宅環境の充実

施策概要と現状

近年、悪質なリフォーム業者によるトラブルが増えていることから、住宅改修をする際は、事前にケアマネジャーや村に相談するよう利用者に周知していく必要があります。

今後の方向性

高齢者の生活の場が暮らしやすい福祉的配慮のある住まいとなるように、介護保険の住宅改修について利用を促進します。

そこで、「広報みほ」やパンフレット、村のホームページなどを通じて高齢者に配慮した住宅や住宅改修に関する情報を提供します。

施策3 生活環境の整備

〔 施策の方針 〕

- ・高齢者などが快適に暮らすことができる地域社会を実現するため、国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や県の「茨城県人にやさしいまちづくり条例」に基づき、高齢者をはじめ、すべての人が利用しやすい公共施設や道路、交通機関などの整備を行っています。

① 高齢者にやさしいまちづくりの推進

施策概要と現状

施設の入り口やトイレなどが、すべての人にとって、利用しやすい設計にはなっていない状況がみられ、公共施設、道路、公園などのバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりが必要となります。そのため、高齢者などが多く利用する日常生活道路について、車歩道の分離や拡幅などの整備、反射鏡やガードレールの設置、側溝の整備などを推進していきます。

今後の方向性

引き続き、これから新設や改修する公共施設については、県条例に基づき手すりやスロープの設置など、福祉的配慮のある整備を推進します。

施策4 安全対策の推進

〔 施策の方針 〕

- ・社会経済活動が複雑化するなか、高齢者が災害や犯罪の被害にあう危険性が高まっています。そのような被害から高齢者を守るため、地域全体で支援していく体制の整備を進めていきます。

① 交通安全対策の推進

施策概要と現状

高齢者の交通事故が多発していることから、交通安全指導の強化、道路の整備が必要となります。稲敷警察署管内で行う、交通安全ルールを取り入れた自転車競技大会や輪投げ大会への参加を通じて、高齢者の交通安全に対する意識を高めます。また、カーブミラーや街灯を設置し、交通事故防止に努めています。

今後の方向性

美浦村交通安全推進員、稲敷地区交通安全母の会や稲敷地区交通安全協会など関係機関と連携しながら、交通安全を組織的・継続的に展開していきます。

また、広報紙やチラシを活用した広報、交通安全キャンペーン等を実施することで交通安全の普及・啓発に努めます。

② 防犯対策の推進

施策概要と現状

「広報みほ」やポスターなどを活用した広報・啓発活動を推進し、村消費生活センターとの協力・連携により被害拡大の防止に努めています。介護予防教室開催時に、同センター相談員によるミニ講座を開催しています。

今後の方向性

広報啓発活動により、高齢者の被害防止に努め、地域の中で声をかけ合ったり、安否を確認することで、高齢者がいつも見守られ安心して暮らせる体制を整備します。

③ 防災対策の推進

施策概要と現状

人々の災害への不安は増大しています。特に寝たきりの高齢者やひとり暮らし高齢者の避難や救助に関しては地域住民の力が重要になります。

今後高齢化の進行に合わせて、自力避難が困難な高齢者が増加することが予想され、本村においても地域による住民同士の助け合いを中心とした避難行動要支援者登録制度を定め、体制の整備を進めています。

今後の方向性

「広報みほ」や村のホームページなどを活用して啓発を行うとともに、特にひとり暮らしの高齢者や在宅の要介護者要支援者がいる家庭については、民生委員・児童委員など地域住民との協力体制づくりの推進を図ります。

今後も、ひとり暮らしや日中は一人で過ごすという高齢者の増加が見込まれるなか、災害発生時の避難に対し不安を持つ方、支援が必要な方への避難行動要支援者登録制度の周知を図り、登録を促すとともに、制度の充実に取り組む必要があります。

④ 感染症対策の推進

施策概要と現状

本村では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平成26年12月に「美浦村新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、感染症の感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康の保護と、村民生活及び経済活動に及ぼす影響が最少となるよう、様々な対策を講じています。

また、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症に関しては、「感染症法（感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律）」や「新型インフルエンザ等特別措置法」に基づく国・県の対策を踏まえて感染予防の普及・啓発を図っています。

今後の方向性

引き続き、法令に基づき、関連機関との連携を図り、迅速に対応できる体制を推進します。

また、感染症に対する定期予防接種の接種率の向上を図るとともに、保健所や関係機関と連携のもと、新型コロナウイルス、季節性インフルエンザウイルス、肺炎球菌、結核等の感染予防の普及・啓発を図ります。

施策5 見守り体制の確立

〔 施策の方針 〕

- ・ひとり暮らしや高齢者のみの世帯等で支援を必要とする高齢者が、一人ひとりの心身状態に見合った生活支援サービスを受けながら、地域の関係者の協力・連携による見守りにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる状態を目指していきます。

① 民生委員・児童委員

施策概要と現状

民生委員・児童委員は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを訪問し、地域住民の情報を共有、連携しながら高齢者が地域で安心して暮らしていけるように身守りを行っています。

今後の方向性

民生委員・児童委員活動を通じて、地域に根差した福祉活動を展開し、安心して暮らせるよう支援を行い、情報提供など関係機関との連携を図ります。

そのため、村民の理解と協力を得るとともに、地域ケア会議等により高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図ります。今後も地域の課題を把握するため、見守り体制の維持に努めます。

制度の谷間にあって対応できない困難ケースや公的な福祉サービスだけでは対応しきれない地域の多様なニーズについて積極的に課題を発見し解決していくため 民生委員・児童委員、美浦村社会福祉協議会等との連携を図っていきます。

② ボランティア活動の推進

施策概要と現状

従来、地域における問題は地域住民の協力により解決していくという「助け合い・支え合い」の意識が強く根付いていました。しかし、現在では少子化や核家族化の進展とともに、地域共同体としての意識や機能が衰退しつつあります。そのため、地域住民の支え合いによる連携体制の強化が求められており、その担い手であるボランティア活動に対する関心が一層高まっています。

本村では、美浦村社会福祉協議会が中心となってボランティアの養成、募集などを行っており、福祉をはじめさまざまな分野で多くのボランティアが活躍しています。

今後の方向性

今後とも美浦村社会福祉協議会を主体として、①ボランティア活動を行いたい人と受けたい人をつなぐボランティアコーディネート機能や、②ボランティアグループ間の情報交換や有機的な組織作りを支援するボランティアネットワーク機能の充実を図り、村民の主体的・自発的活動を支援していきます。

また、シルバーボランティア（高齢者によるボランティア）の活動を推進し、その活用を図り、地域全体で高齢者を見守るネットワークの確立をめざします。

さらに、村民の需要と供給を結びつけ、地域の支え合い活動をさらに推進していくために「有償サービス」の創設を検討していきます。

③ NPO活動の促進

施策概要と現状

NPOとは、Nonprofit Organization という英語の略称であり、日本語に直訳すると、「非営利組織」となります。この場合の「非営利」とは利益がでた場合に内部で分配しないことを示しており、利潤を追求するのではなく、社会的な使命をもった組織です。

近年、NPO法人の活動が活発に行われており、地域の福祉の活性化のために、大きな期待がよせられています。さまざまな福祉サービスの担い手として体制を整備していく必要があります。

今後の方向性

単身世帯等が増加し、支援を必要とする高齢者も増加する中、生活支援の必要性が増加し、NPOなどの多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要となり、ボランティアをはじめ、NPO法人の活動を促進していきます。

④ 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

施策概要と現状

平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、各市町村が成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることが規定されています。これを踏まえ、本村においては、本項目を成年後見制度の利用促進に係る基本計画として位置づけることとします。また、今後は上位計画である地域福祉計画に組み込むこととします。

本村では美浦村社会福祉協議会において日常生活自立支援事業を実施し、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者について金銭管理を行っています。

また、福祉介護課において成年後見制度利用についての相談等を行っています。その中で、身寄りのない高齢者や虐待を受けた高齢者等、親族による申立てが見込めない人が、認知症や精神疾患等の理由により判断能力が不十分となった場合、関係機関と協議し、村長申立てを行っています。

今後の方向性

美浦村社会福祉協議会で実施する日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行するケースもあり、日常生活自立支援事業からの切れ目のない権利擁護の実施ができるよう、連携を深めていきます。

成年後見を必要とする方や申立てをする方に対する相談や申立て手続き支援、全体のコーディネートを行う成年後見実施機関（中核機関）の設置・運営に取り組むとともに、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者等の増加に伴い、制度の利用について増加が見込まれるため、相談や制度についての普及・啓発を行います。

また、地域ケア会議等既存の資源・仕組みを活用し、関係機関、専門職団体等と連携を図り成年後見制度における支援の仕組みを作ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第 7 期実績			第 8 期見込み		
	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
成年後見実施機関の設置(箇所)	0	0	0	0	1	1
相談件数(実人数)	5	7	8	10	12	14
地域ケア会議での検討回数	0	0	0	2	2	2
普及・啓発回数	1	2	2	3	3	3

※ 令和 2 年度は見込み値。

基本目標2 生涯現役に向けた環境づくり

施策1 生涯学習の充実

〔 施策の方針 〕

- ・高齢者が生きがいを持って暮らしていくため、多様な生きがいづくりや交流、仲間づくり等の支援をめざして、生涯学習推進体制を拡充していきます。

① 生涯学習組織の推進

施策概要と現状

本村では中央公民館（生涯学習課）を拠点として各種講座、教室、イベントなどを開催しており、そのなかで自主的な活動が活発に行われています。

高齢化の進展とともに、高齢者のライフスタイルや価値観も多様化しています。今後は、さまざまな高齢者のニーズや趣向に応じた活動を検討していく必要があります。

今後の方向性

生涯学習の体系は、家庭教育、学校教育、社会教育の相互の連携、補完をもとに個人、家庭、地域など社会の生活領域全般にわたっています。教育に関連する行政機関や団体などの事業など総合的にネットワーク化を進めるとともに、高齢者が求める学習条件を整えるため、生涯学習推進組織の整備・充実を図ります。

また、高齢者の多様なニーズに対応した趣味活動を広めていくため、活動内容を工夫していくなど参加しやすい体制をつくり、生涯学習の活性化を推進していきます。

② 学習情報の提供の整備

施策概要と現状

高齢者の意識や価値観が多様化し、主体的に自己確立をめざす機運が高まっています。生涯学習のきっかけづくりとして、「みほ文化講座」をはじめとする各種の講座を拡充し、学習者の知識・技術の向上及び社会参加の促進に努めています。

学習情報は、「広報みほ」のほか文化活動の中心となっている中央公民館や社会教育施設などで提供されています。

今後の方向性

高齢者の自主学習意欲を高め、積極的に生涯学習活動に参加できるよう、情報や資料の提供に努めます。また、高齢者の多種多様な学習要求に対応するための学習課題を取り上げ、学習者の立場や要求を考慮した学習機会を提供するとともに、誰もが生涯学習に取り組むことのできる環境づくりに努めます。

また、さまざまな活動に高齢者が参加していけるよう、「広報みほ」や村のホームページなどを通じて周知を図ります。

③ 学習機会の充実

施策概要と現状

高齢者が「90歳までの社会力づくり」をめざして、いきいきと楽しく生活していくために、高齢者の一人ひとりの意欲や能力、適性に応じて気軽に学習できる機会を提供することが必要になります。また、急速な時代の変化により、高齢者のライフスタイルや価値観が多様化しています。こうした社会の変化に対応していくためにも、高齢者の趣向に応じて既存の講座内容を見直すなど、高齢者のもつ豊かな知識や経験を生かせる機会を提供していく必要があります。

本村では高齢者を対象とした学習機会の場として、高齢者学級「美浦大学」を開催しています。また、専門的な知識を学ぶコースとして「ふるさと野鳥ゼミナール」と「ふるさと野草ゼミナール」を統合して「自然観察会」を開催しています。高齢者の学習意欲は高まっており、専門分野のさらなる拡充が必要となります。

今後の方向性

時代の変化に対応した高齢者の生きがいづくりのため、各種講座の開発に努めるとともに、高齢者のもつ豊かな知識や経験が生かせる機会と活動場所の拡充をめざします。

今後は高齢者の学習意欲をさらに高揚させるよう美浦大学受講経験者の団体支援などをしていきます。

④ 団体グループの育成

施策概要と現状

高齢化や核家族化の進行などに伴い、地域との結びつきが弱くなっています。そのため、団体やグループでの社会参加活動を通して、小さな単位での仲間づくりを進めていくことが求められています。

現在、「美浦村文化協会」には34団体が加盟、また公民館登録同好会には43団体が登録しており、同じ趣味をもった仲間同士が集まり、さまざまな活動を行っています。

本村では上記登録団体に、公民館などの使用料を減額するなど活動の支援を継続的にを行っています。

今後の方向性

芸術文化活動の情報収集と提供及び各文化団体の育成・援助に努めます。村内の文化団体相互の連絡協調を図り、個々の文化活動を振興し、村民文化の向上を図ります。

活動参加のための広報啓発活動や学習活動が地域活動に結びつく体制づくりを支援するとともに、学習成果の発表の場を提供するなど活動の活性化を図ります。また、団体・グループ相互の情報交換や交流を推進し、意識の高揚を図ります。

⑤ 指導者・リーダーの育成

施策概要と現状

生涯学習活動の活性化を促進するためには、指導者・リーダーの存在が必要であることから、学習活動推進の核となる指導者の育成、援助に努めています。平成17年度より個人（達人バンクたくみ）、サークル、企業、公共機関、行政職員が講師となる「美浦村まちづくり出前講座」を設置し、多種多様な特技や知識を兼ね備えている高齢者の協力を得て、指導者・リーダーの養成を図っています。

今後の方向性

学習内容の多様化・高度化に対応した指導者の養成と職員のさらなる資質の向上を図るために研修体制の充実を図り、有志の指導者を養成していきます。

また、高齢者が自らの発想と行動力で学習できる環境を整備するとともに、さまざまな活動を先導するリーダーの育成に努めます。

さらに、高齢者が長年の人生で培ってきた、さまざまな技術を活用してもらうために、「まちづくり出前講座」の登録を勧め、公民館や地区サークルの指導者として、また学校のゲストティーチャーとして活躍してもらうよう呼びかけていきます。

今後、多様化する学習要求に応えるためには、行政による生涯学習の推進はもとより、生涯学習ボランティアの活用が重要となります。そのため、生涯学習ボランティアの養成、拡充を図ります。

⑥ 学習施設の整備と有効利用の促進

施策概要と現状

学習施設としては、中央公民館、木原地区多目的集会施設、安中地区多目的研修集会施設、美浦村文化財センターなどの社会教育施設が利用されています。

その中心的な役割を果たしている施設が中央公民館であり、社会教育施設以外の施設との連携により、学習しやすい環境の整備を検討する必要があります。

今後の方向性

生涯学習活動を効果的に推進するため、地域に根ざした活動の展開による地域社会の形成という観点から、村民の身近な施設としての社会教育施設の整備に努めるとともに、村民の要求に応えるため、それぞれの地域の実態を考慮した学習プログラムの開発に努めます。

また、高齢者が学びたい時に自由に学べるように、生涯学習の拠点として、社会教育施設、学校、スポーツ・レクリエーション施設、保健福祉施設、地区公民館などとの連携を図り、高齢者が学習の場として利用しやすい環境づくりを推進します。

⑦ 老人クラブの充実

施策概要と現状

老人クラブは、おおむね 60 歳以上の高齢者を対象とした自主的な活動組織で、同一小地域に居住する方によって組織されます。クラブごとに教養の向上や健康の増進、レクリエーション、地域社会との交流などさまざまな活動に取り組んでいます。

村内小学校児童の下校時の見守りやひとり暮らし高齢者の見守りを実施するなど地域貢献も果たしています。近年、会員の高齢化や、若年会員の加入減少により、会員の確保が課題となっています。

今後の方向性

今後とも、美浦村社会福祉協議会と連携をとりながら、老人クラブ活動への支援を行い、活動の活性化を図ります。

また、支部長クラスへの働きかけを行い、リーダーの育成にも努めていきます。

施策2 生涯スポーツの充実

〔 施策の方針 〕

- ・高齢者がそれぞれの体力や年齢、目的などに応じて、楽しむことができる生涯スポーツ活動などの普及、支援を図るとともに、スポーツ関係団体の主体的な活動を支援し、生涯スポーツ推進体制の強化を図ります。

① スポーツ・レクリエーション活動の普及・充実

施策概要と現状

本村では、一般の方を対象としてウォーキング教室、ふれあいハイキングなどを開催するとともに、グラウンドゴルフや輪投げなどの高齢者が中心となるニュースポーツなどのサークルが活動しています。

また、地域間の交流を深めるため、茨城県社会福祉協議会が主催する「いばらきねんりんスポーツ大会」の、輪投げ、グラウンドゴルフの2種目に参加して好成績をおさめるなど、本村の高齢者スポーツが活発に行われていることがうかがえます。

今後は高齢者でも気軽に参加できるニュースポーツなどの普及・促進を図り、参加者の拡大を図る必要があります。

今後の方向性

高齢者のニーズに応えると共にニュースポーツを取り入れスポーツ人口の拡大を目指します。また、スポーツ種目の多様化、高齢者などの参加人員の増加を図ります。

② 指導・相談体制の充実

施策概要と現状

スポーツ推進委員 10 名が、生涯スポーツの推進のためさまざまな役割を担い、ニーズに合ったスポーツ大会などを行えるように指導しています。

今後の方向性

ニュースポーツなどの指導者研修に参加し、スポーツ・レクリエーション活動の場で活躍できるように努めるとともに、高齢者自身が指導者となれるような体制づくりに努めます。

③ スポーツ交流の促進

施策概要と現状

本村ではバウンドテニス、輪投げ、グラウンドゴルフ大会などを開催し、各種団体間の交流を深めています。スポーツは地域や世代間を越えた交流を深める重要な役割を果たします。高齢者も気軽に参加できるスポーツの普及により、世代間交流を深め、地域におけるコミュニケーションの活性化を図る必要があります。また、地域の連帯感を強め、互いに支え合う地域コミュニティづくりが求められています。

今後の方向性

高齢者を対象としたスポーツ・レクリエーション大会を今後も開催し、他の地域団体や、世代間の交流を深め、スポーツを通じた地域におけるコミュニケーションの活性化を図ります。

また、高齢者が気軽に参加でき、楽しく活動できる種目を導入し生涯スポーツの推進に努めます。

④ 施設の有効活用

施策概要と現状

グラウンドゴルフ、ディスクゴルフ大会などは光と風の丘公園の施設を利用し、輪投げ、バウンドテニス大会などは農林漁業者トレーニングセンターなどを利用して開催されています。

今後も施設の有効利用を検討し、多くの村民に利用してもらえるよう支援していく必要があります。

今後の方向性

スポーツ・レクリエーションを楽しみ、高齢者の健康につながるよう、光と風の丘公園や村内体育施設、地区公民館などの活用を図り、生涯スポーツを支援していきます。

施策3 多様な働き方の支援

〔 施策の方針 〕

- ・高齢者が主体的に生きがいを感じながら社会活動に参加できるよう、個々の意欲や能力に応じた就労支援、活動の場の提供を行っていきます。

① シルバー人材センター

施策概要と現状

高齢者の豊かな経験と知識・技術を生かし、働くことを通じて「社会参加」や「生きがいの増進」に寄与することを目的として、就労を希望するおおむね60歳以上の人に、臨時的、短期的な就業を紹介します。

今後の方向性

これまで以上に、就業機会の確保と生きがいづくりの促進を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受託件数(件)	1,703	1,577	1,550	1,570	1,590	1,610
会員数(人)	176	178	175	178	180	183

※ 令和2年度は見込み値。

施策4 世代間交流の推進

〔 施策の方針 〕

- 地域の活性化のためには、さまざまな世代の人々がふれあうことで、互いがもっている考えや能力などを理解し合う関係を築いていくことが求められます。高齢者がこれまで習得した知識や技術などを生かし、子どもたちと交流できるよう、世代間交流を推進していく必要があります。

① 世代間交流の推進

施策概要と現状

本村では、美浦村社会福祉協議会が、保育所児と高齢者とのふれあい交流会事業を実施し、木原、大谷保育所に通う3・4・5歳児と高齢者の交流機会を提供しています。

また、子どもと保護者、老人クラブ会員で混成チームをつくり、三世代輪投げ大会を開催しています。

地区によっては子どもが少ないことから、参加者の確保が難しい状況もみられますが、高齢者の生きがい対策と情操豊かな子どもの育成をめざして交流機会の拡充を図る必要があります。

今後の方向性

身近な地域における高齢者とのふれあい活動の促進を図るために、美浦村社会福祉協議会と協力しながら、世代間交流の活動支援を積極的に推進し、地域の福祉活動の活性化をめざします。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
保育所児と高齢者のふれあい交流会(人)	209	212	中止	210	210	210
三世代輪投げ大会(人)	136	128	中止	130	130	130

※ 令和2年度は見込み値。

施策5 社会参加の促進

〔 施策の方針 〕

- ・高齢者の社会参加が進み、高齢者が地域の担い手となることは地域づくりの観点からも重要です。高齢者と社会とのつながりの確保の観点からも一層の取組の充実を図っていきます。

① ボランティア活動への参加促進

施策概要と現状

本村では高齢者向けのサービスを中心に、障がい者や児童・生徒対象のサービス、環境美化運動など、さまざまな活動を行っています。

美浦村社会福祉協議会では、ボランティアをしたい人とボランティアを頼みたい人を結びつける「美浦村ボランティアセンター」を設置しています。ボランティアセンターでは、さまざまなボランティアに関する情報をお知らせするとともに、ボランティアの活動をより多くの方に知っていただく活動を行います。また、村内で活動しているボランティア団体の活動支援、連絡調整を行いながら、地域のボランティア活動の活性化を図ります。

また、ボランティアへの関心や知識を高めるため定期的な研修や講習会を実施し、ボランティア活動を通じ、社会参加や生きがいづくりの促進を図ります。

今後の方向性

ボランティアに対する意識を高め、ボランティア活動を更に活性化させていくことが必要であり、高齢者自身も地域を支える担い手として、気軽にボランティア活動に参加できるように支援します。

今後も美浦村ボランティアセンターが中心となり、ボランティア団体・個人を対象とした研修会や連絡会を開催するなど、村内ボランティアの連携体制を強化していきます。

② 地域活動参加の支援

施策概要と現状

すべての村民は、住み慣れた地域で住民の温かいまなざしに見守られながら、希望に満ちた生活を送りたいと望んでいます。そのためには、地域住民の思いやりやぬくもりのある愛情あふれた村づくりが必要となります。

これからの高齢者は、支援される受け身的な存在でなく、今まで培ってきた知識や経験・技術などを地域活動に生かし、地域づくりの中心的な役割を果たす必要があります。元気で活動的な高齢者が増えていけば、村の活性化につながり、地域の連携による温かな社会を形成することができます。

高齢者などの地域社会への参加や地域での仲間作りを目的とした地域住民の集まり（サロン）を開催している団体に対し、美浦村社会福祉協議会が補助金を支給しています。

今後の方向性

高齢者のニーズを的確に把握し、関係機関や各団体との連携を図りながら、内容の充実に努め事業内容の普及・啓発に努めます。

基本目標3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

施策1 介護予防・日常生活支援総合事業

施策の方向1 介護予防・生活支援サービス事業

〔 施策の方針 〕

- ・介護予防事業は、生活機能の維持向上を目的として、利用者一人ひとりの状態を把握しながら、その人に合った適切な介護予防に取り組めるよう支援を行います。

① 訪問型サービス

事業概要と現状

介護予防・日常生活支援総合事業では、各市町村が基準や単価を設定して運営することになります。地域の実情に応じたサービスの創意工夫により既存の介護事業所だけでなく、NPO、ボランティア団体、自治会等の住民によるサービス提供も可能になります。現在は基準によるサービスを提供していますが、今後は、緩和した基準によるサービスや住民主体によるサービスの検討が課題となっています。

今後の方向性

要介護認定で要支援1又は2に認定された方、及び基本チェックリストにより事業対象者に該当された方で、掃除・洗濯などの日常生活支援が必要な方には、介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスを提供します。

また、ボランティア等の多様な主体が参画したサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問型サービス実施人数(人/月)	17	16	15	17	17	17

※ 令和2年度は見込み値。

② 通所型サービス

事業概要と現状

令和元年度より基準によるサービスに加えて、閉じこもり予防や虚弱状態の予防・悪化防止を目的に基準緩和型の通所サービスを開始しました。

介護予防・日常生活支援総合事業では、各市町村が基準や単価を設定して運営することになります。地域の実情に応じたサービスの創意工夫により既存の介護事業所だけでなく、NPO、ボランティア団体、自治会、老人クラブ等の住民によるサービス提供も可能になります。現在は基準によるサービスと基準緩和型サービスを提供していますが、今後は、さらに本村の実情に応じたサービスの検討が課題となっています。

今後の方向性

要介護認定で要支援1又は2に認定された方、及び基本チェックリストにより事業対象者に該当された方で、日常動作訓練や入浴などの自立支援が必要な方、また閉じこもり予防や虚弱状態の予防・悪化防止が必要な方等、個々のニーズに応じた介護予防ケアマネジメントを通じ、通所型サービスを提供します。

また、ボランティア等の多様な主体が参画したサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
通所介護相当サービス実施人数(人/月)	32	32	24	35	35	35
基準緩和型通所サービス(実人数)		16	11	16	16	16

※ 令和2年度は見込み値。

施策の方向2 一般介護予防事業

〔 施策の方針 〕

- ・一般介護予防事業は、村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

① 介護予防把握事業

事業概要と現状

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から、平成 29 年度より窓口・電話などにより相談があった方に対して基本チェックリストで介護予防情報を把握し、介護予防・日常生活支援総合事業につなげています。

事業対象に該当する方が、できるだけ早期に介護予防事業を利用できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の周知徹底に力を入れる必要があります。

今後の方向性

地域の実情に応じて収集した情報の活用により、運動機能の低下や閉じこもり、栄養不足など、何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、介護予防活動へつなげます。

「広報みほ」や村のホームページ、その他さまざまな場面を活用して介護予防・日常生活支援総合事業に関する情報を周知・啓発を行います。

② 介護予防普及啓発事業

事業概要と現状

現在介護認定を受けていない高齢者が要支援及び軽度の介護認定者とならないように予防をしていくことや、要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として市町村が実施するものです。

今後も高齢者のフレイル（虚弱化）予防など、介護予防の普及啓発を目的に、関係課や関係機関・各専門職等と連携して、運動機能向上、認知症予防、口腔ケア、低栄養予防に関する講座を開催します。また、「広報みほ」や村のホームページ、その他さまざまな場面を活用して、村民への介護予防に関する周知・啓発を行います。

今後の方向性

高齢者が地域において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことや地域で参加できる機会を増やしていくことが重要であり介護予防につながります。そのためには、住民が主体的に取り組む「通いの場」を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを強化していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防教室(回数)	16	14	14	15	16	17
元気アップ教室(実人数)	31	85	50	45	60	60
やまゆり運動教室(実人数)	19					
口腔ケア教室(実人数)		180	20	30	40	40
ますます元気教室			20	30	40	40

※ 令和2年度は見込み値。

③ 地域介護予防活動支援事業

事業概要と現状

地域介護予防活動支援事業は、高齢者が誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の实情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的としています。

本村においては、介護予防を推進するため、「シルバーリハビリ体操」を指導する「シルバーリハビリ体操指導士」を美浦村社会福祉協議会に委託して養成を行い、会の活動を支援しています。美浦村シルバーリハビリ体操指導士会は、ふれ愛プラザや地区老人クラブ、サロン等で、体操の普及活動を行っており、今後も会員の増加を図り、シルバーリハビリ体操を積極的に取り入れてもらえるよう周知し、活動の拡充を図ることが課題です。

今後の方向性

年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
シルバーリハビリ体操指導士養成事業(実人数)	0	1	0	1	0	1
シルバーリハビリ体操指導士登録(実人数)	35	38	38	41	41	44
シルバーリハビリ体操活動回数(日/年)	122	176	120	170	170	180
介護予防に資する住民主体の通いの場(箇所)	4	5	5	6	7	8

※ 令和2年度は見込み値。

④ 一般介護予防事業評価事業

事業概要と現状

一般介護予防事業評価事業は、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を目的とする事業です。

今後の方向性

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況や事業の実施状況などの検討を通じ、総合事業全体の評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法などの改善を図ります。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要と現状

地域の実情に応じた介護予防の取組が効果的かつ効率的に実施できるよう、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、通所系サービス、訪問系サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援する事業です。

今後の方向性

地域における介護予防の取組を機能強化するために、住民や介護職員等への介護予防に関する技術的支援や各種事業におけるケアマネジメント支援等、リハビリテーション専門職の関与を促進します。

また、本計画では、介護保険で実施するリハビリテーションサービスの見込み量の推計を行うとともに、国が示す指標を参考に具体的な取組と目標を記載し、地域の実情に応じた適切な施策を実施することが求められています。

本村においては、要介護（支援）者がリハビリテーションの必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することを目指します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域リハビリテーション活動支援事業 における専門職の派遣回数(回/月)	0	1	0	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

施策2 包括的支援事業

施策の方向1 地域包括支援センターの運営

〔 施策の方針 〕

- ・高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者や要介護高齢者の増加、高齢者虐待などの深刻な問題を抱える世帯など、さまざまな問題に適切に対応していく必要があります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、地域包括支援センターと関係機関及び地域とのつながりを強化し、地域包括ケアシステムの実現へとつなげるため、ネットワークづくりを進めます。

① 地域包括支援センターの運営

事業概要と現状

地域包括ケアシステムの要となる地域包括支援センターについては、介護保険法第115条の46に基づき、村内1箇所・役場福祉介護課内に設置しています。業務内容としては、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施機関として、適正な事業運営を行います。

今後の方向性

地域包括支援センターの役割に応じた体制を確保するため、条例の配置基準に従った人員を配置し、地域包括支援センターのさらなるサービスの質の確保に努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
センター数(箇所)	1	1	1	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

② 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）

事業概要と現状

要介護認定で要支援1・2に認定された方及び基本チェックリストにより事業対象者に該当された方の、介護予防や日常生活支援を目的として、要支援者等の状態にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう目標を設定し、その目標の達成に取り組んでいけるよう「介護予防ケアマネジメント」を行います。心身の状況や置かれている環境、その他状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他適切な事業が包括的に効率的に実施されるよう必要な支援を行います。

今後の方向性

介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、個々に合わせたケアマネジメントの実施が重要です。そのためには、適切なアセスメントの実施により利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者がその達成に取り組んでいけるよう、介護予防ケアマネジメントの強化を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防ケアマネジメント総数(延・人/月)	473	381	330	350	390	440
介護予防ケアマネジメント委託数(延・人/月)	279	241	220	240	270	300

※ 令和2年度は見込み値。

③ 総合相談支援業務・権利擁護業務

事業概要と現状

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービスの機関や制度の利用につなげる等の支援を行っています。

また、虐待や消費者被害等から高齢者を守るため、ニーズに即した適切なサービスや消費生活センターや警察等の機関につなぎ適切な支援を行うことにより、高齢者の生活の維持を図ります。

今後の方向性

高齢者やその家族、地域住民からの様々な相談に対応できるよう、専門職のスキルアップを図るとともに、地域の保健・医療・福祉・介護等のさまざまな関係機関や団体との連携を強化します。

高齢者福祉の相談窓口として周知し、地域住民や警察・福祉関係者等との連携を図りながら、訪問等による実態把握を行い、支援が必要な方を早期に発見し対応するとともに、地域課題の把握を行っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
センター相談件数(件)	328	307	370	400	420	440

※ 令和2年度は見込み値。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業概要と現状

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域の関係機関・関係者との連携、主治医、介護支援専門員等多職種協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

今後の方向性

今後も包括的・継続的ケアマネジメントを充実させるために、保健・医療・福祉等の関係機関の連携体制の強化や地域の介護支援専門員同士のネットワークの構築支援及び介護支援専門員の実践力向上の支援等を、さまざまな事業を通して実施していきます。

実績値と本計画期間の計画値

支援事業	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ケアマネジャー等研修会(回)	4	9	7	8	8	8
延べ参加者数(人)	147	73	80	80	80	80

※ 令和2年度は見込み値。

施策の方向2 在宅医療・介護連携の推進

〔 施策の方針 〕

- ・在宅医療・介護連携を進めるためには、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・リハビリテーション専門職などの医療関係職種と介護支援専門員、介護関係職種といった多職種の連携が重要となるため、地域包括支援センターにおける医療面の対応強化への支援や、医療に関する専門的な知見を有する在宅医療に関する拠点機能の構築及びその拠点を中心とした連携の強化が必要となります。
- ・本村では、稲敷医師会や近隣の医療機関などと連携しながら、在宅医療・介護連携を図っていきます。

① 在宅医療と介護の連携

事業概要と現状

医療ニーズと介護ニーズの両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することが求められています。在宅医療と介護の連携が推進されるよう、住民への啓発や医療機関と介護保険事業者との情報共有や関係づくり、支援提供体制の構築等を進めていく必要があります。

今後の方向性

本村では平成 29 年度から本事業を開始しました。引き続き重点的に取り組む施策として位置づけ、実施に際しては県や近隣市町、稲敷医師会等関係団体と将来的な在宅医療と介護連携の在り方について検討を行いながら在宅医療・介護連携の取組を充実させていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
美浦村在宅医療・介護連携推進協議会(回)	1	1	1	1	1	1
関係会議の参加(回)	3	2	2	3	3	3
研修会の開催(回)	1	1	1	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

施策の方向3 認知症施策の推進

〔 施策の方針 〕

- ・「認知症施策推進大綱」では、「共生」と「予防（認知症の進行を緩やかにする意味での予防）」を基本的な考え方としています。早期診断・早期対応していく中で、認知症の人が尊厳と希望をもって認知症とともに住み慣れた地域で生活することができることを目指します。
- ・認知症地域支援推進員を配置し、認知症サポーター養成講座や認知症カフェ（オレンジカフェ）の充実等、本人や家族が地域の理解と協力のもと安心して暮らし続けられる体制を構築します。

① 認知症地域支援・ケア向上推進事業

事業概要と現状

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することが重要です。

このため、支援機関間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行う「認知症地域支援推進員」を配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

「認知症初期集中支援チーム」との協働、「認知症・医療ガイドブック（認知症ケアパス）」の作成等、認知症の人を支援する関係者との連携を図っています。

今後の方向性

認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人とその家族を支援する相談や地域における医療・介護等多種多様な関係者間の連携を強化し、「認知症初期集中支援チーム」との協働等により、状況に応じた適切なサービスが提供されるよう調整していきます。

また、「認知症カフェ（オレンジカフェ）」を開設し、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等とのつながりを作り、家族の介護負担を軽減するとともに、認知症の人が住み慣れた地域で生活ができるよう支援していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
オレンジカフェ設置数(件)	0	1	3	6	6	6
オレンジカフェ参加者数(延)	0	54	45	90	90	90

※ 令和2年度は見込み値。

② 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

事業概要と現状

認知症に対する正しい知識を習得することで誤解や偏見をなくし、認知症の方やその家族等が安心して地域で暮らせるよう、応援・支援するための「認知症サポーター」を養成します。高齢者の増加に伴い増加する認知症高齢者等に対応するために、認知症とは身近なことであると理解していただくことが必要です。本村では平成 18 年から実施し、ボランティア団体、各種団体、役場職員、村議会議員等を対象に養成講座を開催しました。

今後の方向性

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのために、関心のある世代だけではなく、幅広い世代にも認知症の正しい知識の普及・啓発を行う必要があります。小中学生や、就労世代など、多様な世代への講座を展開していきます。

また、認知症サポーターが支援者として活躍してもらえる「認知症カフェ」や認知症の人や家族に対する生活面の支援等を行う「チームオレンジ」を今後整備し進めていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認知症サポーター養成数(人)	202	84	13	147	147	147
チームオレンジ設置数(箇所)			0	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

③ 認知症初期集中支援推進事業

事業概要と現状

認知症は、早期からの適切な診断や対応が重要であることから、初期の段階で認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行う「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。保健・医療・福祉の専門職でチームを組み、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

今後の方向性

本村では、認知症疾患医療センターにチームを設置し、必要な医療・介護保険サービスにつながるよう支援を行っています。保健・医療・福祉の多職種で対応することで初期の段階で速やかに支援に介入し、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認知症初期集中支援チーム対応数(件)	0	0	1	2	2	2

※ 令和2年度は見込み値。

施策の方向4 生活支援体制の整備

〔 施策の方針 〕

- 多様な主体間の情報共有及び連携・協働による互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるような取組を進める必要があることから、生活支援コーディネーターを配置し、協議体を活用しながら、地域における生活支援等サービスの体制の整備に向け、施策を推進します。

① 生活支援の体制整備

事業概要と現状

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的とした事業です。

本村では平成30年度から、生活支援コーディネーターを美浦村社会福祉協議会に配置、協議体を設置し、事業を推進しています。

今後の方向性

生活支援サービスのコーディネート機能を有する者の配置や生活支援サービスを担う関係者で構成する協議体の設置などにより、サービスの担い手の養成、関係者の連携、ニーズとサービスのマッチング等の活動を通じて、地域の支え合いによる生活支援・介護予防の取組を広げ、多様なサービスの基盤整備を推進していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
美浦村生活支援体制整備事業協議体(回)	2	1	1	3	3	3

※ 令和2年度は見込み値。

施策の方向5 地域ケア会議の推進

〔 施策の方針 〕

- ・高齢者等が抱える多様な課題に対応し、安心して自分らしい生活を継続することを目指し、個別支援のみならず、地域全体の支援体制を構築するための会議を開催します。

① 地域ケア会議

事業概要と現状

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすために自助・互助・共助・公助の適切なコーディネート及び資源やサービス等の開発により包括的・継続的な支援を行い、地域包括ケアを実現することが求められています。高齢者個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図るための一つの手段として地域ケア会議が位置づけられています。

今後の方向性

介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメント支援や、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題からの地域づくりによる高齢者の尊厳ある主体的な生活を実現できることを目指して、地域ケア会議を実施します。

具体的には、個別ケース検討を通じ、地域課題の抽出や保健、医療、権利擁護関係者、介護支援専門員、地域の村民団体等関係者ネットワーク構築、スキルアップを図る「個別ケア会議」と、地域の関係者による課題の整理、解決策の検討を行い、村全体の関わる課題解決のための政策検討などを行う「地域ケア推進会議」を実施していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
個別ケア会議の開催	4	7	6	7	7	7
地域ケア推進会議の開催	1	1	1	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

施策3 任意事業

施策の方向1 介護給付等費用適正化事業

〔 施策の方針 〕

- 本村は、平成12年の介護保険制度開始以来、介護給付の適正化に努めています。今後も引き続き、「茨城県介護給付適正化プログラム」に基づき、ケアプランチェックをはじめとする取組を推進します。

① 介護給付等費用適正化事業

事業概要と現状

介護（予防）給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、本事業の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等（指定事業者による介護予防・生活支援サービス事業も含む。）に要する費用の適正化のための事業を実施するものです。

今後の方向性

今後も給付費の適正化を図るため、要介護認定の適正化や不必要なサービスが提供されていないかなどのケアプランの定期検証、受けたサービスを受給者に確認してもらうための介護給付費通知の送付等に努めていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ケアプランチェック件数(件)	0	6	0	3	3	3
給付費通知件数(件)	2,996	1,083	1,100	1,160	1,220	1,280

※ 令和2年度は見込み値。

施策の方向2 家族介護支援事業

〔 施策の方針 〕

- ・高齢化が進み、老老介護、介護離職等介護者の負担が増加していくことが見込まれます。特に認知症高齢者を支える家族への負担はより大きいものとなると考えられます。
- ・地域包括支援センターによる総合相談支援業務の充実、介護者がともに支えあえる場、介護に関する知識・技術の習得の場所や機会の提供を目指し、施策を推進します。

① 認知症高齢者見守り事業

事業概要と現状

認知症の人が、徘徊等により行方不明となった場合に、早期発見・保護につなげるための仕組みづくりを行い、事故の防止を図っています。時間が経つほど捜索は難しくなり、命の危険も伴います。家族等介護者の心労はとても大きく、介護者だけでは限界があります。

本村においては、徘徊等により行方不明になるおそれがあり、事前登録された方に「おかえりマーク」の配布や「茨城県徘徊高齢者SOS事業」を行っています。

今後の方向性

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための支援等を推進していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
おかえりマーク新規登録者数(人)	3	2	1	5	5	5

※ 令和2年度は見込み値。

② 家族介護継続事業（家族介護教室）

事業概要と現状

要介護者ができる限り自宅で介護が受けられるように、家族や介護に携わる援護者に対し、より安心して介護ができるよう介護の知識・技術の習得、外部サービスの適切な利用方法を習得する教室を開催しています。本村においては美浦村社会福祉協議会に委託し、事業を実施しています。

今後の方向性

在宅医療・介護の推進に対する理解を図るとともに、要介護者が安心して自宅で介護を受けられるよう、家族や介護に携わる援護者に対して、適切な介護知識・技術が習得できるよう家族介護教室を開催します。

また、介護技術の習得や介護サービスに関する情報の提供、在宅介護に対する意識の啓発や安心して介護できる環境づくりを支援します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家族介護教室開催数(回)	1	1	1	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

③ 家族介護継続事業（介護用品支給事業）

事業概要と現状

日常的に介護用品（紙おむつ等）を必要とする要介護・要支援高齢者等を在宅で介護している世帯の経済的負担を緩和するため、住民税非課税世帯に属する方を対象とし、介護用品（紙おむつ等）の購入費の一部を助成しています。

今後の方向性

利用の促進のため、「広報みほ」や村のホームページなどを通じ広く事業の周知を図るとともに、該当者の把握と連絡に努め、引き続き利用者や家族の精神的及び経済的負担軽減を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用実人数(人)	10	10	10	10	10	10

※ 令和2年度は見込み値。

④ 家族介護継続事業（介護家族慰労金）

事業概要と現状

過去1年間介護保険サービスを受けていない要介護3以上の高齢者を、在宅で介護している家族の方に対し慰労金を支給するものです。

今後の方向性

利用促進のため、「広報みほ」や村のホームページなどを活用して事業の周知を図るとともに、該当者の把握と連絡に努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支給者数(人)	1	0	0	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

施策の方向3 その他事業

〔 施策の方針 〕

- ・高齢者の地域における自立した日常生活の支援のため、成年後見制度の利用支援や普及に取り組みます。

① 成年後見制度利用支援事業

事業概要と現状

判断能力が十分でなく、成年後見人等を選任する必要がある際に、親族による後見開始の審判の申立てが期待できない高齢者については、村長が申立人となり、申立てに関する経費や成年後見人等に対する報酬助成を行っています。

今後の方向性

認知症や身寄りのない高齢者の増加とともに、成年後見制度の利用が必要な高齢者も増加していくと考えられます。支援を必要としている人が潜在化している可能性もあるので、地域ケア会議等を活用し、ケアマネジャー等支援者への制度の周知を行うなど、早期に発見できる体制を作っていきます。

また、住民に対しても制度の理解・事業の周知を行い、自己決定を尊重できるよう支援していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数(人)	2	0	1	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

施策1 介護等給付サービスの充実

〔 施策の方針 〕

要支援・介護認定者に対し、介護保険法及び制度に基づく介護保険サービスの提供を行います。また、サービスの提供にあたっては、本村及び地域の実情に適切なものとなるよう努め、不足するサービスについては、広域でのサービス提供等、国県と連携した体制の整備を図ります。

なお、個別の提供サービスについては、本計画各論2「第2章 第8期介護保険事業の見通し」に掲載しています。

施策2 介護保険制度のよりよい運営

〔 施策の方針 〕

介護保険事業の円滑な実施及びサービス提供体制の整備等については、介護保険法及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針において、保険者の責任によってその実施に努めることとされています。

本村においても、従来に引き続き、制度の円滑な運営及びサービスの提供に努めます。

なお、介護保険事業の円滑な運営については、本計画各論2「第3章 介護保険制度の円滑な運営」に掲載しています。

〈各論2〉

第1章	介護保険事業の実績と見込み	74
第2章	第8期介護保険事業の見通し	83
第3章	介護保険制度の円滑な運営	93

第1章 介護保険事業の実績と見込み

第1節 居宅(介護予防)サービス

(1) 訪問サービス

① 訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・相談を行います。通院時の乗降介助なども利用できます。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	50	53	66	71	71	72

※ 令和2年度は見込み値。

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護士と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介助を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護サービス(人/月)	13	9	10	9	9	9

※ 令和2年度は見込み値。

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

心身機能の維持や回復のために、看護師や保健師、理学療法士等が居宅を訪問し療養や診療の介助を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	3	3	2	3	3	3
介護サービス(人/月)	26	31	34	31	33	33

※ 令和2年度は見込み値。

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

心身機能の維持や回復のために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が居宅を訪問し理学療法や作業療法、その他のリハビリテーションを行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	1	1	1
介護サービス(人/月)	6	4	9	9	9	9

※ 令和2年度は見込み値。

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行います。また、ケアマネジャーに対して、ケアプランの作成に必要な情報提供も行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	1	1	0	0	0	0
介護サービス(人/月)	33	35	38	37	37	37

※ 令和2年度は見込み値。

(2) 通所サービス

① 通所介護(デイサービス)

通所介護施設において、日帰りで入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・機能訓練・相談を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	103	117	124	123	123	123

※ 令和2年度は見込み値。

② 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

心身機能の維持回復や自立した日常生活を営めるように、介護老人保健施設や医療機関において、日帰りで理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	9	11	8	8	8	8
介護サービス(人/月)	34	36	38	37	37	37

※ 令和2年度は見込み値。

(3) 短期入所サービス

① 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等や老人短期入所施設へ短期入所して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	1	0	0	1	1	1
介護サービス(人/月)	50	49	42	47	49	51

※ 令和2年度は見込み値。

② 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設等へ短期入所して、看護、医学的管理のもとに介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の援助を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込み値。

(4) 福祉用具・住宅改修サービス

① 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

居宅で自立した日常生活を営めるように、適切な福祉用具の貸与を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	38	31	26	24	24	24
介護サービス(人/月)	142	162	172	174	174	174

※ 令和2年度は見込み値。

② 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

居宅で自立した日常生活を営めるように、入浴や排せつ等に使用する特定福祉用具について、同一年度10万円を上限とする購入に要した費用を補助します。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	1	0	1	1	1	1
介護サービス(人/月)	3	3	1	2	2	2

※ 令和2年度は見込み値。

③ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

居宅で自立した日常生活を営めるように、20万円を上限とする住宅改修に要した費用を補助します。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	1	1	1	1	1	1
介護サービス(人/月)	2	2	1	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

(5) その他のサービス

① 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等に特定施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の援助・機能訓練・療養上の介助を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	2	0	0	0	0	0
介護サービス(人/月)	7	7	12	13	13	13

※ 令和2年度は見込み値。

② 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援事業者や地域包括支援センターがサービスの利用計画を作成し、適切なサービス提供が受けられるように管理を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	48	39	36	36	36	36
介護サービス(人/月)	242	262	281	286	288	294

※ 令和2年度は見込み値。

第2節 地域密着型(介護予防)サービス

(1) 訪問・通所系サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応をあわせてサービスを行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込み値。

② 夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的に巡回して行う訪問介護と、利用者からの連絡で随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスを行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込み値。

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方等が介護老人福祉施設や通所介護施設に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助や機能訓練を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込み値。

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に訪問や宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、生活や健康等の相談、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込み値。

⑤ 看護小規模多機能型居宅介護

通いを中心に利用しながら、必要に応じて宿泊や訪問(介護・看護)を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込み値。

⑥ 地域密着型通所介護

小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであること、また、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があることから、平成28年4月から利用定員が18人以下のものについては、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけられています。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	37	35	34	38	39	40

※ 令和2年度は見込み値。

(2) 施設・居住系サービス

① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方が共同生活住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護サービス(人/月)	34	34	40	36	36	36

※ 令和2年度は見込み値。

② 地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模な介護専用の有料老人ホーム等の入居者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込み値。

③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な特別養護老人ホームの入所者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	29	29	29	29	29	29

※ 令和2年度は見込み値。

第3節 施設サービス

(1) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、居宅での介護が困難な方に入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練、健康管理、療養上の介助を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	63	63	65	74	75	76

※ 令和2年度は見込み値。

② 介護老人保健施設

安定した病状期にあり看護、医学的管理下での介護や、日常生活上の援助の必要な方が在宅への復帰を目指して、リハビリテーション等のサービスを行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	74	83	88	81	81	81

※ 令和2年度は見込み値。

③ 介護医療院

介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設となり、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えたサービスとなります。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	1	1	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込み値。

④ 介護療養型医療施設

安定した病状期にあり、長期の療養が必要な方に看護、医学的管理下での介護や、日常生活上の援助・機能訓練・療養上の介助を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込み値。

第2章 第8期介護保険事業の見通し

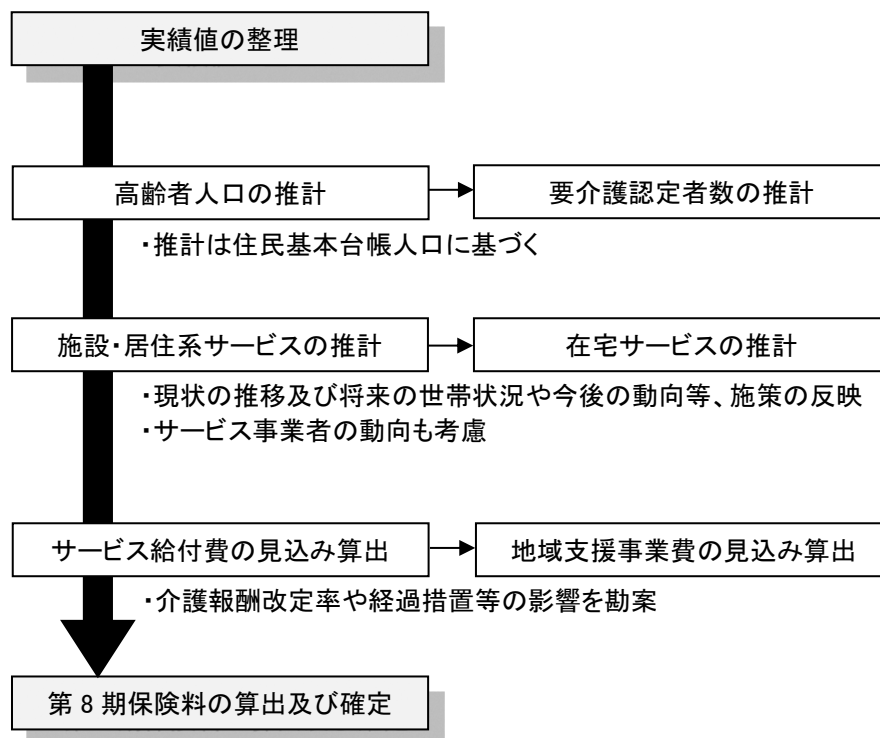
第1節 サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー

(1) サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー

本計画のサービス見込み量及び介護保険料の算出に当たっては、厚生労働省より提供される「見える化システム」を用いました。

算出の過程においては、本村の実績の推移(第7期計画期間)の伸び率を基本推計とし、その各種値に本村の実情や将来の見込み等を施策の反映として勘案しています。

なお、新型コロナウイルスの影響により、令和元年度及び2年度のサービス利用実績が減少している状況等を踏まえ、サービス見込み量の調整を行っています。



また、保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、標準給付費と地域支援事業費に分けられます。

本計画では、標準給付費の内訳(介護サービス・介護予防サービス)及び地域支援事業費を合わせた給付費総計を記載します。

第2節 介護保険サービス等の見込み量

(1) 介護サービス見込み量

本計画期間における介護サービス給付費の見込み額は、以下のとおりとなります。

① 居宅サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、回数（回）、人数（人））

	単位	第8期見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
訪問介護	年額	39,512	39,534	39,812	41,603	43,056
	回/月	1,076	1,076	1,083	1,132	1,170
	人/月	71	71	72	76	79
訪問入浴介護	年額	7,426	7,430	7,430	8,476	11,258
	回/月	49	49	49	55	74
	人/月	9	9	9	10	14
訪問看護	年額	10,533	11,220	11,220	14,793	15,448
	回/月	175	187	187	234	245
	人/月	31	33	33	42	44
訪問リハビリテーション	年額	585	585	585	617	617
	回/月	17	17	17	17	17
	人/月	9	9	9	9	9
居宅療養管理指導	年額	3,982	3,984	3,984	4,686	4,901
	人/月	37	37	37	45	47
通所介護	年額	129,137	129,209	129,209	143,616	151,132
	回/月	1,344	1,344	1,344	1,496	1,571
	人/月	123	123	123	136	143
通所リハビリテーション	年額	31,834	31,852	31,852	37,494	39,482
	回/月	311	311	311	366	384
	人/月	37	37	37	42	44
短期入所生活介護	年額	92,252	96,791	99,767	90,890	97,677
	回/月	900	944	973	893	960
	人/月	47	49	51	47	50
短期入所療養介護 （老健）	年額	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 （病院等）	年額	0	0	0	0	0
	日/年	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 （介護医療院）	年額	0	0	0	0	0
	日/年	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	年額	28,251	28,251	28,251	29,277	31,103
	人/月	174	174	174	183	194
特定福祉用具購入費	年額	542	542	542	542	542
	人/月	2	2	2	2	2
住宅改修費	年額	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162
	人/月	1	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	年額	32,947	32,966	32,966	46,213	51,622
	人/月	13	13	13	18	20
小計(A)	年額	378,163	383,526	386,780	419,369	448,000

② 地域密着型サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、回数（回）、人数（人））

	単位	第8期見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	年額	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	年額	101,914	101,970	101,970	101,970	101,970
	人/月	36	36	36	36	36
地域密着型特定施設入居者生活介護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	年額	92,139	92,190	92,190	92,190	92,190
	人/月	29	29	29	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	年額					
	人/月					
地域密着型通所介護	年額	34,540	35,950	37,341	34,897	37,045
	回/月	307	318	329	313	331
	人/月	38	39	40	39	41
小計(B)	年額	228,593	230,110	231,501	229,057	231,205

③ 施設サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、人数（人））

	単位	第8期見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
介護老人福祉施設	年額	208,607	211,293	213,863	202,687	216,350
	人/月	74	75	76	73	78
介護老人保健施設	年額	256,792	256,934	256,934	329,994	355,845
	人/月	81	81	81	103	111
介護医療院	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	年額	0	0	0	—	—
	人/月	0	0	0	—	—
小計(C)	年額	465,399	468,227	470,797	532,681	572,195

第2章 第8期介護保険事業の見通し
 第2節 介護保険サービス等の見込み量

④ 居宅介護支援給付費（単位：上段より給付費（千円）、人数（人））

	単位	第8期見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
居宅介護支援	年額	40,730	41,141	42,054	41,440	43,627
	人/月	286	288	294	292	307
小計(D)	年額	40,730	41,141	42,054	41,440	43,627

⑤ 介護給付費（単位：千円）

	単位	第8期見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
小計(A) 居宅サービス	年額	378,163	383,526	386,780	419,369	448,000
小計(B) 地域密着型サービス	年額	228,593	230,110	231,501	229,057	231,205
小計(C) 施設サービス	年額	465,399	468,227	470,797	532,681	572,195
小計(D) 居宅介護支援	年額	40,730	41,141	42,054	41,440	43,627
小計(E)	年額	1,112,885	1,123,004	1,131,132	1,222,547	1,295,027

(2) 介護予防サービス見込み量

本計画期間における、介護予防サービス給付費の見込み額は、以下のとおりとなります。

① 介護予防サービス給付費(単位:上段より給付費(千円)、回数(回)、日数(日)、人数(人))

	単位	第8期見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
介護予防訪問入浴介護	年額	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	年額	132	132	132	185	185
	回/月	3	3	3	4	4
	人/月	3	3	3	3	3
介護予防訪問リハビリテーション	年額	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	年額	4,119	4,122	4,122	4,122	4,122
	人/月	8	8	8	8	8
介護予防短期入所生活介護	年額	0	0	0	0	0
	日/年	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	年額	0	0	0	0	0
	日/年	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	年額	0	0	0	0	0
	日/年	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	年額	0	0	0	0	0
	日/年	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	年額	1,807	1,807	1,807	1,959	1,883
	人/月	24	24	24	26	25
特定介護予防福祉用具購入費	年額	271	271	271	271	271
	人/月	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修	年額	792	792	792	792	792
	人/月	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
小計(F)	年額	7,121	7,124	7,124	7,329	7,253

② 地域密着型介護予防サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、回数（回）、人数（人））

	単位	第8期見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
介護予防認知症対応型通所介護	年額	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
小計(G)	年額	0	0	0	0	0

③ 介護予防支援給付費（単位：上段より給付費（千円）、人数（人））

	単位	第8期見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
介護予防支援	年額	2,073	2,074	2,074	2,131	2,131
	人/月	36	36	36	37	37
小計(H)	年額	2,073	2,074	2,074	2,131	2,131

④ 予防給付費（単位：千円）

	単位	第6期見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
小計(F) 介護予防サービス	年額	7,121	7,124	7,124	7,329	7,253
小計(G) 地域密着型介護予防サービス	年額	0	0	0	0	0
小計(H) 介護予防支援	年額	2,073	2,074	2,074	2,131	2,131
小計(I)	年額	9,194	9,198	9,198	9,460	9,384

(3) 標準給付費及び地域支援事業費の見込み(単位：千円)

本計画期間における標準給付費及び地域支援事業費の見込み額は、以下のとおりとなります。

① 標準給付費(単位：千円)

	単位	第8期見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
総給付費	年額	1,122,079	1,132,202	1,140,330	1,232,007	1,304,411
小計(E) 介護給付費	年額	1,112,885	1,123,004	1,131,132	1,222,547	1,295,027
小計(I) 予防給付費	年額	9,194	9,198	9,198	9,460	9,384
特定入所者介護サービス費 等給付額	年額	54,558	50,785	51,437	53,503	56,202
高額介護サービス費等給付 額	年額	23,131	23,180	23,482	24,420	25,659
高額医療合算介護サービス 費等給付額	年額	2,073	2,085	2,112	2,196	2,308
算定対象審査支払手数料	年額	813	817	828	861	905
小計(J)	年額	1,202,653	1,209,069	1,218,189	1,312,987	1,389,485

※「特定入所者介護サービス費等給付額」「高額介護サービス費等給付額」は財政影響額を差し引いた額。

② 地域支援事業費(単位：千円)

	単位	第8期見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
介護予防・日常生活支援総 合事業費	年額	24,150	27,469	32,653	21,148	16,366
包括的支援事業・任意事業 費	年額	14,022	13,349	12,724	15,171	13,895
小計(K)	年額	38,172	40,818	45,377	36,319	30,261

③ 給付費総額(単位：千円)

	単位	第8期見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
小計(J)+小計(K)	年額	1,240,825	1,249,887	1,263,567	1,349,306	1,419,746

第3節 第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険事業の財源構成及び第1号被保険者の負担割合

① 介護保険事業の財源構成

介護給付及び予防給付に要する費用と地域支援事業費の財源は、国・県・村の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料で構成されています。

また、介護給付費等は、公費（国、県、村）と保険料（第1号、第2号被保険者）で、50%ずつ負担する仕組みとなっています。

各々の負担割合については、次のとおりとなります。

	保険料		公費			
	第1号	第2号	国	調整交付金	都道府県	市町村
介護給付費等(施設等分を除く)	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%
介護給付費等(施設等分)	23.0%	27.0%	15.0%	5.0%	17.5%	12.5%
介護予防・総合事業	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%
包括的支援事業・任意事業	23.0%	—	38.5%	—	19.25%	19.25%

② 第1号被保険者の負担割合

第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により、政令で定められています。第7期計画期間では23.0%でしたが、引き続き第8期計画期間も同率となります。

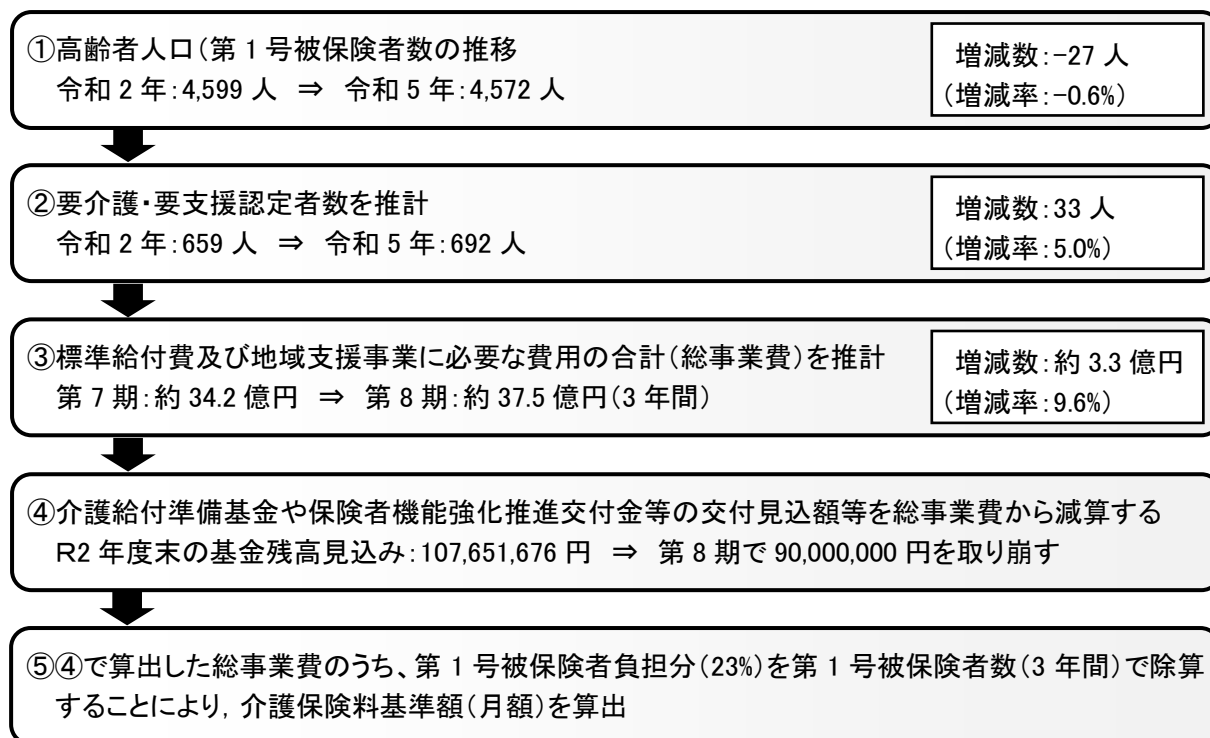
また、国の負担分のうち、5.0%に相当する調整交付金は、全国の前後期高齢者人口割合（65～74歳、75～84歳、85歳以上）・所得段階層割合と比較して保険者ごとに増減がされることになっています。

(2) 第1号被保険者の保険料及び所得段階の設定

① 第8期計画期間（本計画）の所得段階及び保険料率

本村における第8期の介護保険料を次のとおり設定します。

② 第1号被保険者の保険料の基準額の算出



第8期（令和3年度～令和5年度）の

介護保険料基準額（月額）は、5,300円となります。

（第9期（令和6年度～令和8年度）介護保険料基準額（月額）見込みは6,494円）

■ 保険料基準月額の推移

期	事業計画期間	基準月額	対前期比	
			増減額	増減率
第1期	平成12年度～平成14年度	2,620円	—	—
第2期	平成15年度～平成17年度	2,620円	—	0.0%
第3期	平成18年度～平成20年度	3,200円	580円	22.1%
第4期	平成21年度～平成23年度	3,300円	100円	3.1%
第5期	平成24年度～平成26年度	4,000円	700円	21.2%
第6期	平成27年度～平成29年度	4,500円	500円	12.5%
第7期	平成30年度～平成32年度	4,800円	300円	6.7%

■ 第8期計画期間の所得段階及び保険料率

所得段階	対象者	保険料率	保険料 年額	構成比
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・本人及び世帯員全員が住民税非課税で、以下のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下 	基準額 × 0.50	31,800 (月額 2,650 円)	15.0%
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び世帯員全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円を超え 120 万円以下の方 	基準額 × 0.75	47,700 (月額 3,975 円)	6.9%
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び世帯員全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が 120 万円を超える方 	基準額 × 0.75	47,700 (月額 3,975 円)	5.6%
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方 	基準額 × 0.90	57,240 (月額 4,770 円)	16.2%
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円を超える方 	基準額 × 1.00	63,600 (月額 5,300 円)	15.0%
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が住民税課税者で、合計所得金額が 120 万円未満の方 	基準額 × 1.20	76,320 (月額 6,360 円)	18.5%
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が住民税課税者で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方 	基準額 × 1.30	82,680 (月額 6,890 円)	13.1%
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が住民税課税者で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方 	基準額 × 1.50	95,400 (月額 7,950 円)	4.9%
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が住民税課税者で、合計所得金額が 320 万円以上の方 	基準額 × 1.70	108,120 (月額 9,010 円)	4.9%

第3章 介護保険制度の円滑な運営

第1節 基盤整備の方針

(1) 本村の施設整備の状況と予定

施設整備の現状

基盤整備について、身近で住み慣れた地域において介護サービスが受けられるよう、日常生活圏域を考慮した基盤整備を進める必要があります。

今後の方向性

本村では、介護保険施設等サービス基盤整備については、既存施設の整備意向や入所待機者の状況、地域の事業所整備状況等を踏まえ、保険者として適正に介護保険事業を運営できるように、計画的にサービス基盤整備を推進します。

	現状	予定		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域包括支援センター	1			
施設サービス	4			
介護老人福祉施設	2			
介護老人保健施設	2			
介護療養型医療施設				
医療療養病床からの転換				
居宅サービス				
特定施設入居生活介護				
地域密着型サービス	4			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
夜間対応型訪問介護				
認知症対応型通所介護				
小規模多機能型居宅介護				
地域密着型通所介護	1			
認知症対応型共同生活介護	2			
地域密着型特定施設入居者生活介護				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1			
看護小規模多機能型居宅介護				

第2節 介護給付適正化の方針

(1) 介護給付適正化計画の位置づけ

本村では、国の「介護給付適正化計画に関する指針」及び「茨城県第5期介護給付適正化プログラム」に基づき、介護給付適正化を図ります。

また上記計画に基づき、介護給付適正化システムを活用し、不正請求などのチェック機能の強化を図るとともに、ケアプランのチェックや縦覧点検及び医療情報との突合結果に基づく過誤調整などを実施し、介護給付の適正化に努めます。

■ 主要事業の概要

事業名	概要
要介護認定の適正化	<p>要介護(要支援)の認定は、介護保険法の定めにより、全国一律の基準に基づき行う必要があります。審査会の高い質を維持するとともに、認定審査の平準化に引き続き取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定調査票の全件点検 ・認定調査員対象の資質向上を目的とした研修実施 ・認定調査員に村職員が同行し、調査状況の確認
ケアプランの点検	<p>ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援・重度化防止」に資する適切なものになっているかを、ケアマネジャーとともに検証確認しながら、ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の普遍化を図り健全な給付の実施を支援するために実施するものです。ケアプランが適切なものであるかをケアマネジャーとともに検証し、健全な給付の実施を図るため、ケアプラン点検を実施します。</p>
住宅改修等の点検	<p>介護保険サービスとして実施する住宅の改修や福祉用具の購入について、利用者の身体状況や生活環境を踏まえているか、利用者の自立支援・重度化防止に寄与しているかの視点で点検し、事前申請時の書面審査だけでなく、必要に応じて、訪問調査を実施し、利用者の実情を確認したうえで給付の決定を行います。</p>
医療情報との突合・縦覧点検	<p>茨城県国民健康保険団体連合会からの医療情報と介護情報をもとに、サービスの整合性や算定日数等の情報を点検し、誤請求や重複請求があった場合は、事業所へ過誤申立等の指導を行います。</p>
介護給付費通知	<p>サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、介護保険給付額等を通知し、利用確認をして頂くことにより、利用者の意識を高めるとともに、事業所の架空請求、過剰請求の防止を図っていきます。</p>
給付実績の活用	<p>茨城県国民健康保険団体連合会から提供される「認定調査状況と利用サービス不一致一覧票」等の給付実績を活用し、利用者の心身状況に応じた適切なサービスの提供に努めます。</p>

第3節 円滑な事業運営の推進支援

介護保険事業の実施及び運用に当たっては、円滑な事業運営が不可欠となります。

本村では、村民はじめ、事業者や協力団体、関係機関等との連携を引き続き図っていくことで、村内の事業運営が滞ることなく運用していくことのできる環境を整備します。

(1) 介護保険事業の円滑な運営のための機関

主な機関	概要
美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会	本協議会は、現行計画の事業進捗の状況や計画策定に係る内容を調査審議するための会議となります。計画の進捗状況や重要事項について審議し、円滑な推進を図ります。
地域包括支援センター運営協議会	本協議会は、地域包括支援センターの組織及び運営並びに地域密着型サービスの指定に関する内容を協議する会議となります。 今後の地域包括支援センターを取り巻く状況等を勘案しつつ、地域包括支援センターが適切、公正かつ中立的な運営を確保できるよう必要な協議を行います。
美浦村在宅医療・介護連携推進協議会	本協議会は、地域の医療・介護関係者等が参画し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等を協議する会議となります。医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関の連携と多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を図ります。
地域ケア推進会議	本会議は、個別ケア会議で取りまとめられた課題のうち、政策的な対応が必要となるような課題や村全体に関する課題について、政策形成や資源開発を検討する会議となります。支援や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活を可能な限り継続できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。

(2) 介護保険事業の情報の提供

主な取組	概要
介護サービス情報の公表制度の周知	利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、「介護サービス情報の公表制度」の活用を促し、利用者への周知を図ります。
介護保険制度の普及啓発	介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、村民に対する普及啓発とサービス利用者に対する情報提供を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・村民に対する制度の普及啓発 ・サービス利用者に対する情報提供

(3) 介護保険事業の質の向上・確保

主な取組	概要
事業者への適切な指導	保険者と事業者の連絡調整、事業者間の連携強化、情報提供などを行うとともに、研修会や集団指導、実地指導などを実施し、介護サービスの適正化や質の向上を図ります。
介護支援専門員などに対する支援	利用者の処遇に関して解決困難な問題を抱える介護支援専門員(ケアマネジャー)などに対し、地域包括支援センターが中心となって相談対応などの支援を行います。 また、介護支援専門員の質の向上のため、ケアプラン作成指導等の支援を実施します。
苦情相談体制の充実	介護サービスの普及に伴い多様化する解決困難な苦情に対して、村が窓口となり、関係機関と連携しながら対応します。また、必要に応じて「国民健康保険団体連合会」や「福祉サービス運営適正化委員会」など第三者機関等につなげます。
福祉サービス第三者評価の受審促進	国や茨城県が進める福祉サービス第三者評価について、村内事業者の受審を促進します。
介護人材の確保	不足する介護従事者の確保及び育成を図るため、研修や、国県等の人事情報の発信・収集等を図り、村内における安定的な介護人材の確保に努めます。
防災・感染症対策の推進	関係機関等との連携を図り、事業所において、防災備品・消毒等の準備を計画的に行い、発災発症時における対応へのスムーズな移行を促進します。

(4) サービス利用の促進

主な取組	概要
低所得者に対する利用者負担の軽減	低所得者のサービス利用者の利用者負担が、所得に対して過大となり、生計を圧迫することを軽減する必要があることから、利用者負担軽減策を講じます。

(5) 災害・感染症に対する備えの検討

主な取組	概要
災害に対する備えの検討	介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。
感染症に対する備えの検討	介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行います。

第4節 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

(1) 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

① 財政的インセンティブの評価

平成 29 年の介護保険法改正により、高齢者の自立支援や重度化防止の取組の推進のため、市町村の保険者機能の強化の仕組みが導入されました。

具体的には、各市町村が地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組についての目標、介護給付等に要する費用の適正化に関する事業についての目標を設定し、それらの目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされました。

本村では、第7期の実績及び評価結果についてはPDCAに基づいた評価を行い、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において報告するほか、村ホームページにおいて公表しています。

② リハビリテーション提供体制に関する取組

本計画では、要介護（支援）者に対するリハビリテーションについても、介護保険で実施するリハビリテーションサービスの見込み量の推計を行うとともに、国が示す指標を参考に具体的な取組と目標を計画に記載し、地域の実情に応じた適切な施策を実施することが求められています。

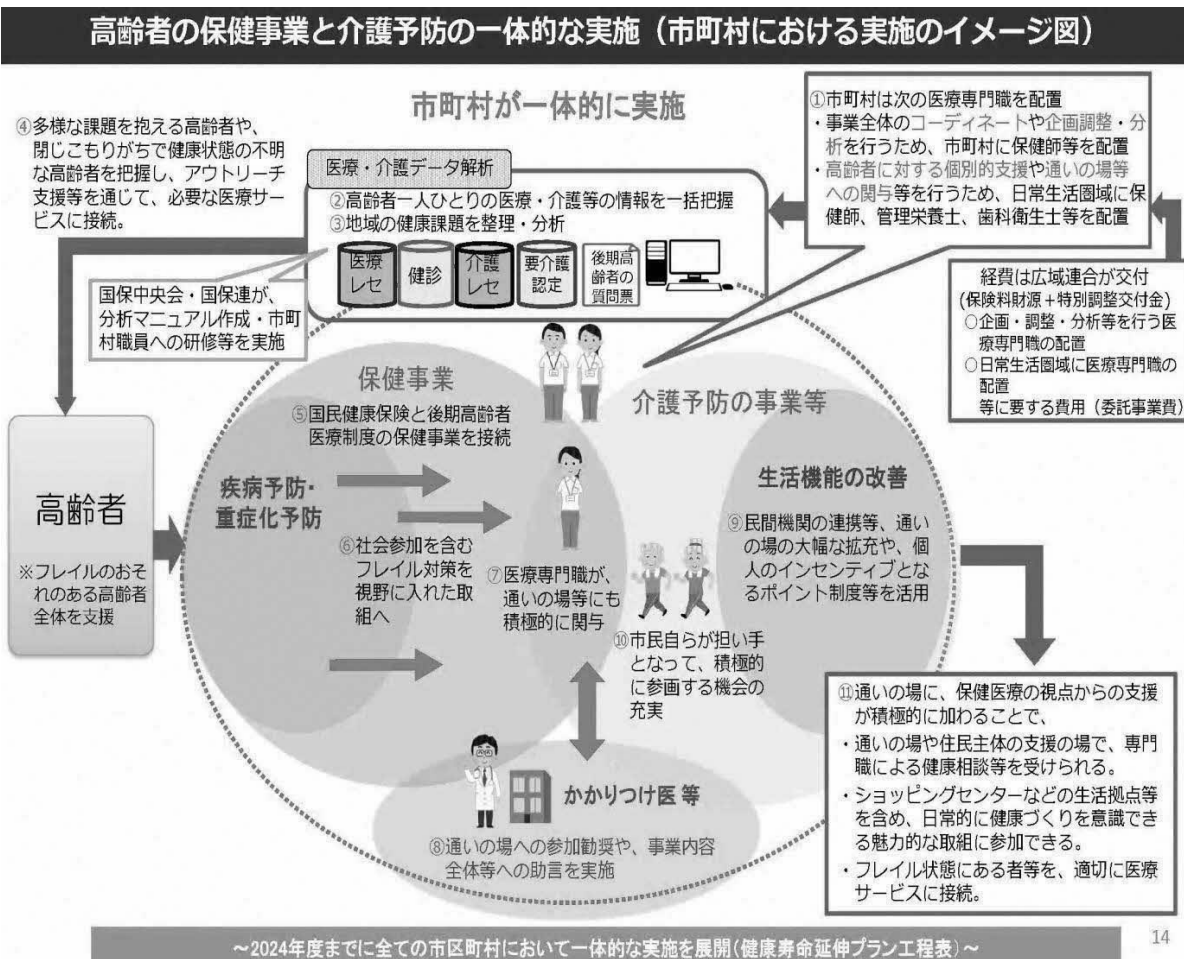
本村においては、リハビリテーションにおいても、要介護（支援）者がリハビリテーションの必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することを目指します。

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

法改正に伴い、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者に対する保健事業については、市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険・後期高齢者医療制度の保健事業と一体的に実施することが求められています。

本村においては、健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸を図るため、医療・健診・介護情報を一元管理するデータベースシステムを活用し、地域の健康課題を分析した上で、高齢期の特性を踏まえた様々な施策を検討・推進します。

また、健康な高齢期を迎えることができるよう、働き盛り世代からの健康づくりに取り組むとともに、その実施のために、関係団体をはじめ、関係課（福祉や健康増進、医療保険、市民協働、教育等）及び「美浦村健康づくり計画」や「美浦村国民健康保険保健事業総合計画」と連携を図り、横断的・一体的な実施を検討していきます。



〈資料〉

第1章 策定に係る資料	102
-------------	-----

第1章 策定に係る資料

第1節 委員会に係る資料

(1) 美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

① 設置要綱

美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進を図り、その事業の円滑な実施を目的として、美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項の協議をする。

- (1) 美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理及び評価に関すること。
- (2) 介護保険事業における施策の実施に関すること。
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号。）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条第1項に定める、美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。
- (4) 法第115条の46に定める地域包括支援センターの設置等に係る次の事項に関すること。
 - ア 地域包括支援センターの設置に関する次に掲げること
 - イ 地域包括支援センターの運営及び評価に関すること
 - ウ 地域包括支援センターの職員の確保に関すること
 - エ その他地域包括ケアの推進に関すること
- (5) 法第42条の2第5項及び法第54条の2第5項に定める地域密着型介護サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。以下同じ。）の額に関すること。
- (6) 法第78条の4第5項及び法第115条の13第5項に定める指定地域密着型介護サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型介護サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関すること。
- (7) 法第78条の2第6項及び法第115条の12第4項に定める指定地域密着型介護サービスの指定に関すること。
- (8) 地域密着型介護サービス事業者の質の確保、運営評価その他村長が地域密着型介護サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議すること。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、前条の目的を達成するために、必要に応じて協議することができる。

(組織)

第3条 委員会の委員は、おおむね15人程度で組織する。

2 委員は次に掲げる者の中から村長が委嘱する。

- (1) 議会代表者
- (2) 学識経験者

- (3) 保健、医療及び福祉関係者
- (4) 介護保険被保険者の代表者
- (5) 介護サービス事業者の代表者
- (6) 行政関係者
- (7) その他、村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。

- 2 委員は、任期終了後であっても新たに委員が委嘱されるまでは、その職務を行う。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、過半数同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、協議のために必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 第2条第1項第4号アに定める事項について審議を行う場合、当該審議に係る地域包括支援センターの設置者（設置希望者を含む。）である法人又は団体の役員若しくは職員であるときは、当該委員は審議に参加することができない。
- 6 第2条第1項第7号に定める事項について審議を行う場合、当該審議に係る地域密着型介護サービス事業者（指定希望者を含む。）である法人又は団体の役員若しくは職員であるときは、当該委員は審議に参加することができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は介護保険担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年12月18日から適用する。

(要綱の廃止)

- 2 美浦村地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会設置要綱（平成18年美浦村告示第85号）は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

② 委員名簿

任期：平成31年3月15日～令和3年3月31日

番号	選出区分	氏名	所属団体等	備考
1	議会代表者	沼崎 光芳	美浦村議会 議長	在任 ～R1.8
		下村 宏	美浦村議会 議長	R1.8～
		林 昌子	美浦村議会厚生文教委員会 委員長	副委員長
2				
3	学識経験者	浅野 重人	元美浦村保健福祉部長	委員長
4	保健、医療及び福祉関係者	野口美恵子	美浦中央病院 看護部長	
5		小澤 治雄	小澤歯科医院 院長	在任 ～R2.2
6		増尾 嘉一	美浦村社会福祉協議会 事務局長	
7		登井 二郎	美浦村民生・児童委員協議会 会長	在任 ～R1.12
		小野木 秀子		R1.12～
8	介護保険被保険者の代表者	小澤 一弘	美浦村国民健康保険運営協議会 委員	
9		富高 美紀	介護保険第2号被保険者代表	
10	介護サービス事業者の代表者	高木 慎一	小規模特別養護老人ホームリヴァージュ 施設長	在任 ～R1.12
		伊藤 恵美		R1.12～
11		菊地 直	特別養護老人ホームみほ 施設長	
12		伊藤 恵美	グループホームドルチェ 施設長	在任 ～R1.12
		幸塚 全基		R1.12～
13		松本 慎司	居宅介護支援事業所ゴーエン美浦 主任介護支援専門員	
14	行政関係者	吉田 正己	保健福祉部長	
15		糸賀 育代	保健福祉部健康増進課長	在任 ～H31.3
		藤田 良枝		R1.4～
16		木村 光之	教育委員会生涯学習課長	在任 ～H31.3
		栗山 和男		H31.04～R2.3
	吉原 克彦	R2.4～		

③ 審議経過

	日程	議事
第1回	平成31年3月15日(金) 於:役場3階 委員会室	(1)委員長・副委員長の選任 (2)報告事項 ① 介護保険事業計画について ② 美浦村介護保険事業状況報告について ③ 第8期美浦村介護保険事業計画推進委員会日程について ④ 平成30年度第1回美浦村地域ケア推進会議について
第2回	令和元年8月29日(木) 於:役場3階 委員会室	(1)報告事項 ① 平成30年度介護保険事業状況報告について (2)協議事項 ① 第8期介護保険事業計画策定の要点について ② 計画策定のためのアンケート調査について (3)その他
第3回	令和元年12月25日(水) 於:役場3階 委員会室	(1)報告事項 ① 令和元年度介護保険事業状況報告について(令和元年度実績中間評価) (2)協議事項 ① 第8期介護保険事業計画策定の策定方針について ② 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」について
第4回	令和2年5月 書面開催	(1)第8期の基本指針(概要)について (2)「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」実施結果について (3)介護サービス提供事業所等アンケート調査について (4)美浦村地域ケア推進会議について
第5回	令和2年8月3日(月) 於:役場3階 大会議室	(1)報告事項 ① 第8期美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査結果について (2)協議事項 ① 第8期介護保険事業計画策定の基本指針について
第6回	令和2年10月20日(火) 於:役場3階 大会議室	(1)報告事項 ① 令和元年度介護保険事業状況報告(令和元年度実績最終評価)について (2)協議事項 ① 第8期介護保険事業計画の素案について
第7回	令和2年12月24日(木) 於:役場3階 大会議室	(1)協議事項 ① 第8期美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)について
第8回	令和3年2月 書面開催	(1)パブリックコメントの実施結果について (2)第8期介護保険事業計画(案)について

美浦村高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画

発行年月:令和3年3月

発行:美浦村

編集:美浦村保健福祉部福祉介護課

所在地:〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515

電話:029-885-0340(代表)

ファクス:029-885-5933

